

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 共通編

改 正 後	現 行	備 考
第 1 編 共通編 第 1 章 総 則 第 1 節 総 則 1－1－1～1－1－5 【省略】 <u>1－1－6 ウィークリースタンス</u> <u>1 建設企業の担い手確保や生産性向上のため、この工事は受発注者間の仕事の進め方として、下記のとおり、ウィークリースタンスの取組に努めることとする。</u> <u>(1) マンデー・ノーピリオド（月曜日を依頼の期限日としない）</u> <u>(2) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時に帰宅できるよう必要な対応を心がける）</u> <u>(3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日に依頼しない）</u> <u>(4) ランチタイム・オーバーファイブ・ノーミーティング（昼休みや午後 5 時以降の打ち合わせをしない）</u> <u>(5) イブニング・ノーリクエスト（定時間際、定時後の依頼をしない）</u> <u>2 この取組は、受発注者間の業務を進める上での姿勢を示したものであり、現場条件や企業の方針等により曜日の変更等を行い実施するものとする。</u> <u>3 災害発生時などの緊急対応については、上記の限りではなく、受発注者間の協議により、臨機に対応するものとする。</u> 1－1－<u>7</u>～1－1－<u>23</u> 【省略】 1－1－<u>24</u> 建設副産物 1～2 【省略】 3 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（<u>平成 5 年 1 月 26 日 付け 経 第 76 号 農 林 水 産 省 大 臣 官 房 経 理 課 長 通 知</u>）、建設工事の発注における再生資源の利用の促進について（平成 3 年 12 月 6 日 付け <u>3 地 第 944 号 農 林 水 産 省 大 臣 官 房 地 方 課 長 通 知</u>）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（<u>平成 18 年 6 月 12 日 付け 国 官 技 第 46 号 国 土 交 通 省 事 務 次 官 通 知</u>）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。 4～12 【省略】 1－1－<u>25</u> 工事材料の品質	第 1 編 共通編 第 1 章 総 則 第 1 節 総 則 1－1－1～1－1－5 【省略】 <u>【追加】</u> 1－1－<u>6</u>～1－1－<u>22</u> 【省略】 1－1－<u>23</u> 建設副産物 1～2 【省略】 3 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（<u>農 林 水 産 大 臣 官 房 地 方 課 長 通 知、最 終 改 正 平 成 14 年 6 月 18 日</u>）、建設工事の発注における再生資源の利用の促進について（平成 3 年 12 月 6 日 付け <u>農 林 水 産 大 臣 官 房 地 方 課 長 通 知</u>）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（<u>国 土 交 通 事 務 次 官 通 達、平 成 18 年 6 月 12 日</u>）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。 4～12 【省略】 1－1－<u>24</u> 工事材料の品質	項目の追加 番号修正 番号修正 字句修正 字句修正 字句修正 番号修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 共通編

改 正 後	現 行	備 考
1 【省略】 2 受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備・保管し、監督員又は検査職員から請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で品質規格証明書等の提出を定められているものについては、監督員へ提出しなければならない。 なお、富山県コンクリート製品協会の認定製品については、品質証明書等に加え、製品に印字されている認定マークを写真に撮影し、整理・保管するものとする。 【削除】	1 【省略】 2 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任において整備・保管し、監督員又は検査職員から請求があった場合は、速やかに提示するとともに、設計図書で【追加】提出を定められているものについては、監督員へ提出しなければならない。 なお、富山県コンクリート製品協会の認定製品については、品質証明書等に加え、製品に印字されている認定マークを写真に撮影し、整理・保管するものとする。 また、設計図書において事前に監督員の承諾又は確認を得なければならない材料の使用に当たり、その外観及び品質証明書等を照合、確認した後、監督員に提出して承諾又は確認を得るものとする。	字句追加 字句修正
1－1－26～1－1－33 【 省 略 】	1－1－25～1－1－32 【 省 略 】	番号修正
1－1－34 工事中の安全管理 1 受注者は、最新の土木工事等施工技術安全指針（平成21年 3 月30日付け20農振第2236号農林水産省農村振興局整備部長名）、JIS A 8972(斜面・法面工事用仮設設備)、森林土木工事安全施工技術指針（平成29年11月10日付け林野庁森林整備部長名）及び建設機械施工安全技術指針（平成17年 3 月31日付け建設省建設経済局建設機械課長名）を参考に常に工事の安全に留意して工事関係者及び公衆の生命、身体、財産に関する危害及び迷惑の防止に努めなければならない。 2 【省略】 3 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（平成 5 年 2 月 1 日付け 5 地第 72号農林水産省大臣官房地方課長通達）を遵守して災害の防止を図らなければならない。 4～8 【省略】 9 受注者は、公衆の見えやすいところに工事目的、工事期間、工事種別、発注者名、施工者名及び連絡先を標示する標示板を設置しなければならない。 なお、木製の標示板については、1－1－38環境対策 4（3）に示す合法伐採木材等を使用すること。ただし、監督員がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。 10～19 【省略】	1－1－33 工事中の安全管理 1 受注者は、最新の土木工事等施工技術安全指針（20農振第2236号平成21年 3 月30日付け農林水産省農村振興局整備部長名）、JIS A 8972(斜面・法面工事用仮設設備)、森林土木工事安全施工技術指針（平成29年11月10日付け林野庁森林整備部長名）及び建設機械施工安全技術指針（平成17年 3 月31日付け建設省建設経済局建設機械課長名）を参考に常に工事の安全に留意して工事関係者及び公衆の生命、身体、財産に関する危害及び迷惑の防止に努めなければならない。 2 【省略】 3 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（平成 5 年 2 月 1 日付け 5 地第 72号農林水産省大臣官房地方課長通達）を遵守して災害の防止を図らなければならない。 4～8 【省略】 9 受注者は、公衆の見えやすいところに工事目的、工事期間、工事種別、発注者名、施工者名及び連絡先を標示する標示板を設置しなければならない。 なお、木製の標示板については、1－1－37環境対策 4（3）に示す合法伐採木材等を使用すること。ただし、監督員がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。 10～19 【省略】	番号修正 番号修正 字句修正
1－1－35～1－1－37 【 省 略 】	1－1－34～1－1－36 【 省 略 】	番号修正
1－1－38 環境対策 1 【省略】	1－1－37 環境対策 1 【省略】	番号修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 共通編

改 正 後	現 行	備 考
2 受注者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合、直ちに応急措置を講じ監督員に連絡し、監督員の指示があればそれに応じなければならない。 第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、受注者は、1－1－43官公庁への手続等6及び7の規定により対応しなければならない。 1－1－41 諸法令の遵守 1 受注者は、当核工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用は、受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は、以下に示すとおりである。 (1) ～ (12) 【省略】 (13) 出入国管理及び難民認定法 (昭和26年 政令第 319号) (14) ～ (23) 【省略】 (24) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> (昭和25年 法律第 137号) (25) ～ (37) 【省略】 (38) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成3年 法律第48号) (39) ～ (44) 【省略】 (45) 建築基準法 (昭和25年 法律第 201号) (46) 【省略】 (47) 自然公園法 (昭和32年 法律第 161号) (48) ～ (67) 【省略】 (68) 公共<u>工事</u>の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成12年 法律第 127号) (69) ～ (71) 【省略】 (72) <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u> (昭和25年 法律第 127号) (73) ～ (79) 【省略】 <u>(80) 海上衝突予防法</u> (昭和52年 法律第 62号) <u>(81) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律</u> (昭和45年 法律第 136号) <u>(82) 船員法</u> (昭和22年 法律第 100号) <u>(83) 船舶職員及び小型船舶操縦者法</u> (昭和26年 法律第 149号) <u>(84) 船舶安全法</u> (昭和8年 法律第 11号) <u>(85) 航路標識法</u> (昭和24年 法律第 99号) <u>(86) 水産資源保護法</u> (昭和26年 法律第 313号) <u>(87) 船員保険法</u> (昭和14年 法律第 73号) <u>(88) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律</u> (平成18年 法律第 91号)	2 受注者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合、直ちに応急措置を講じ監督員に連絡し、監督員の指示があればそれに応じなければならない。 第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、受注者は、1－1－42官公庁への手続等6及び7の規定により対応しなければならない。 1－1－40 諸法令の遵守 1 受注者は、当核工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用は、受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は、以下に示すとおりである。 (1) ～ (12) 【省略】 (13) 出入国管理及び難民認定法 (平成 3年 法律第 94号) (14) ～ (23) 【省略】 (24) <u>漁港漁場整備法</u> (昭和25年 法律第 137号) (25) ～ (37) 【省略】 (38) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成12年 法律第 113号) (39) ～ (44) 【省略】 (45) 建築基準法 (昭和25年 法律第 20号) (46) 【省略】 (47) 自然公園法 (昭和32年 法律第 131号) (48) ～ (67) 【省略】 (68) 公共<u>事業</u>の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成12年 法律第 127号) (69) ～ (71) 【省略】 (72) <u>肥料取締法</u> (昭和25年 法律第 127号) (73) ～ (79) 【省略】 <u>(80) ～ (88) 【追加】</u>	番号修正 番号修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 法令の追記

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 共通編

改 正 後	現 行	備 考
2～3 【省略】	2～3 【省略】	
1－1－4 2 【 省 略 】	1－1－4 1 【 省 略 】	番号修正
1－1－4 4 施工時期及び施工時間の変更	1－1－4 3 施工時期及び施工時間の変更	番号修正
1 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う際に施工計画書等で事前に作業実施報告をしていない場合は、事前にその理由を監督員へ連絡しなければならない。（連絡方法は、電子メールまたはFAXによる報告とする。） <u>なお、供用中の道路における工事については事前に理由を付した休日等作業届を作成し、監督職員に提出しなければならない。</u>	1 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う際に施工計画書等で事前に作業実施報告をしていない場合は、事前にその理由を監督員へ連絡しなければならない。（連絡方法は、電子メールまたはFAXによる報告とする。） <u>【追加】</u>	記述の追記
2 【省略】	2 【省略】	
1－1－4 5 ～1－1－4 7 【 省 略 】	1－1－4 4 ～1－1－4 6 【 省 略 】	番号修正
1－1－4 8 不可抗力による損害	1－1－4 7 不可抗力による損害	番号修正
1 【省略】	1 【省略】	
2 契約約款第29条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、第1－3 4 条及び契約約款第26条に規定する臨機の措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。	2 契約約款第29条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、第1－3 2 条及び契約約款第26条に規定する臨機の措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。	番号修正
1－1－4 9 ～1－1－5 8 【 省 略 】	1－1－4 8 ～1－1－5 7 【 省 略 】	番号修正
第2章 材 料	第2章 材 料	
第1節 一般事項	第1節 一般事項	
2－1－1 【 省 略 】	2－1－1 【 省 略 】	
2－1－2 材料の見本・品質証明資料等の提出	2－1－2 材料の見本または資料の提出	字句修正
1 受注者は、設計図書及び監督員が指示する工事材料について、事前に見本又は品質証明資料等を提出し、監督員の承諾又は確認を得るものとする。 <u>なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされ</u>	1 受注者は、設計図書及び監督員が指示する工事材料について、事前に見本又は資料を提出し、監督員の承諾又は確認を得るものとする。 <u>【追加】</u>	JIS規格品に関

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 共通編

改 正 後	現 行	備 考
<u>ている材料・製品等については、JIS マーク表示状態を監督員が確認する場合において見本又は品質証明資料等の提出は省略できる。</u> 2 ～ 3 【省略】 2 － 1 － 3 ～ 2 － 1 － 4 【 省 略 】 第 2 節 ～ 第 3 節 【 省 略 】 第 4 節 石材及び骨材 2 － 4 － 1 ～ 2 － 4 － 10 【 省 略 】 2 － 4 － 11 アスファルト舗装用骨材等 1 ～ 3 【省略】 4 再生砕石 再生砕石の粒度は、表 2 － 4 － 2 の規格に適合したものとする。 表 2 － 4 － 2 【 省 略 】 [注] 再生骨材の粒度は、モルタル粒等を含む<u>破碎</u>されたままの<u>見掛け</u>の骨材粒度を使用する。 5 再生粒度調整砕石 再生粒度調整砕石の粒度は、表 2 － 4 － 3 の規格に適合したものとする。 表 2 － 4 － 3 【省略】 [注] 再生骨材の粒度は、モルタル粒等を含む<u>破碎</u>されたままの<u>見掛け</u>の骨材粒度を使用する。 6 【省略】 7 アスファルト用再生骨材 再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は、設計図書に示す場合を除きプラント再生舗装技術指針（(公社)日本道路協会）によるものとし、表 2 － 4 － 4 <u>若しくは表2-4-5 のいずれか一方</u>の規格に適合したものとする。 表 2 － 4 － 4 <u>針入度を適用する</u>アスファルトコンクリート再生骨材の品質 【省略】 <u>表 2-4-5 圧裂係数を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質</u>	2 ～ 3 【省略】 2 － 1 － 3 ～ 2 － 1 － 4 【 省 略 】 第 2 節 ～ 第 3 節 【 省 略 】 第 4 節 石材及び骨材 2 － 4 － 1 ～ 2 － 4 － 10 【 省 略 】 2 － 4 － 11 アスファルト舗装用骨材等 1 ～ 3 【省略】 4 再生砕石 再生砕石の粒度は、表 2 － 4 － 2 の規格に適合したものとする。 表 2 － 4 － 2 【省略】 [注] 再生骨材の粒度は、モルタル粒等を含<u>んだ解砕</u>されたままの<u>見かけ</u>の骨材粒度を使用する。 5 再生粒度調整砕石 再生粒度調整砕石の粒度は、表 2 － 4 － 3 の規格に適合したものとする。 表 2 － 4 － 3 【省略】 [注] 再生骨材の粒度は、モルタル粒等を含<u>んだ解砕</u>されたままの<u>見かけ</u>の骨材粒度を使用する。 6 【省略】 7 アスファルト用再生骨材 再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は、設計図書に示す場合を除きプラント再生舗装技術指針（(公社)日本道路協会）によるものとし、表 2 － 4 － 4 <u>【追加】</u>の規格に適合したものとする。 表 2 － 4 － 4 <u>【追加】</u>アスファルトコンクリート再生骨材の品質 【省略】 <u>【追加】</u>	する記述の追記 字句修正 字句修正 字句追記 字句追記 表及び記述の追記

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 共通編

改 正 後				現 行		備 考
項 目 名 称	旧アスファルト含有	アスファルトコンク	骨材の微粒分量試験			
	量 (%)	リート再生骨材の圧	で 75μmを通過する			
	裂係数 〈25℃〉MPa /mm	量(%)				
規 格 値	3.8 以上	1.70 以下	5 以下			
注1) アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いるアスファルトを新アスファルトと称する。 注2) アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、実際の製造に用いる13～0mm の粒度に適用する。なお、13mm 以下が2 種類に分級されている場合には、それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0mm相当分を求めてもよい。 注3) 旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。 注4) アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数を求める場合は、13～5mm と5～0mm に分級し、これらを質量比1：1に調整した上で、最大密度の測定と供試体の作製に供する。 作製した供試体の厚さは50.0 ±1.0mm とし、供試体が所定の空隙率（ノギスを用いる場合は9%、水中の見掛け質量を用いる場合は7%）を超えた場合、圧裂試験に供することはできない。 注5) 骨材の微粒分量は「JIS A1103：2014 骨材の微粒分量試験方法」により求める。 注6) アスファルト混合物層の切削材は、アスファルトコンクリート再生骨材の品質に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材と調整して使用することが望ましい。						
8～9 【省略】				8～9 【省略】		
10 安定材				10 安定材		
(1) 瀝青材料				(1) 瀝青材料		
瀝青安定処理に使用する瀝青材料(再生舗装工法における新アスファルトを含む。)の品質は、舗装施工便覧に規定する舗装用石油アスファルト及びJIS K 2208石油アスファルト乳剤に適合したものとする。				瀝青安定処理に使用する瀝青材料【追加】の品質は、舗装施工便覧に規定する舗装用石油アスファルト及びJIS K 2208石油アスファルト乳剤に適合したものとする。		字句追記
(2) ～ (3)				(2) ～ (3)		

字句追記

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 共通編

改 正 後	現 行	備 考
第5節 鋼 材 2－5－1 【 省 略 】 2－5－2 鋼 材 鋼材は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。 1～2 【省略】 3 鋼 管 (11)WSP A 101 【削除】（農業用プラスチック被覆鋼管）記号 STW 4 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品 (1)～(14) 【省略】 (15)JDPA G 1053 【削除】（ALW形ダクタイル鋳鉄管）記号 AL1、AL2、AW 5 【省略】 2－5－3～2－5－7 【 省 略 】 第6節 ～ 第11節 【 省 略 】 第12節 塗 料 2－12－1～2－12－3 【 省 略 】 2－12－4 ダクタイル鋳鉄管塗装 ダクタイル鋳鉄管の塗装仕様は、次の規格に適合したものとする。 1 直管部 内 面 JIS A 5314(ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング) JIS G 5528（エポキシ樹脂粉体塗料） <u>JDPA G 1027</u>（液状エポキシ樹脂塗料） <u>JDPA G 1053</u>（無溶剤形エポキシ樹脂塗料） 外 面 JWWA K 139(水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料) JDPA Z 2010(ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装) JWWA G 113（水道用ダクタイル鋳鉄管） 2 異形管部 内 面 JWWA K 139(水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料)	第5節 鋼 材 2－5－1 【 省 略 】 2－5－2 鋼 材 鋼材は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。 1～2 【省略】 3 鋼 管 (11)WSP A 101-<u>2009</u>（農業用プラスチック被覆鋼管）記号 STW 4 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品 (1)～(14) 【省略】 (15)JDPA G 1053-<u>2020</u>（ALW形ダクタイル鋳鉄管）記号 AL1、AL2、AW 5 【省略】 2－5－3～2－5－7 【 省 略 】 第6節 ～ 第11節 【 省 略 】 第12節 塗 料 2－12－1～2－12－3 【 省 略 】 2－12－4 ダクタイル鋳鉄管塗装 ダクタイル鋳鉄管の塗装仕様は、次の規格に適合したものとする。 1 直管部 内 面 JIS A 5314(ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング) JIS G 5528（エポキシ樹脂粉体塗料） <u>JWWA K 135</u>（液状エポキシ樹脂塗料） <u>JWWA K 137</u>（無溶剤形エポキシ樹脂塗料） 外 面 JWWA K 139(水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料) JDPA Z 2010(ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装) JWWA G 113（水道用ダクタイル鋳鉄管） 2 異形管部 内 面 JWWA K 139(水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料)	規格の修正 規格の修正 規格の修正 規格の修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 共通編

改 正 後		現 行		備 考
外 面	JDPA Z 2010(ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗装) JWWA G 114 (水道用ダクタイル鑄鉄異形管) JIS G 5528 (エポキシ樹脂粉体塗料) JWWA K 135 (液状エポキシ樹脂塗料) <u>JWWA K 157</u> (無溶剤形エポキシ樹脂塗料)	外 面	JDPA Z 2010(ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗装) JWWA G 114 (水道用ダクタイル鑄鉄異形管) JIS G 5528 (エポキシ樹脂粉体塗料) JWWA K 135 (液状エポキシ樹脂塗料) <u>JWWA K 137</u> (無溶剤形エポキシ樹脂塗料)	規格の修正
	JWWA K 139(水道用ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗料) JDPA Z 2010(ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗装) JWWA G 114 (水道用ダクタイル鑄鉄異形管)		JWWA K 139(水道用ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗料) JDPA Z 2010(ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗装) JWWA G 114 (水道用ダクタイル鑄鉄異形管)	
3 継手部	JWWA K 139(水道用ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗料) JDPA Z 2010(ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗装) JWWA G 114 (水道用ダクタイル鑄鉄異形管) JIS G 5528 (エポキシ樹脂粉体塗料) JWWA K 135 (液状エポキシ樹脂塗料) <u>JWWA K 157</u> (無溶剤形エポキシ樹脂塗料)	3 継手部	JWWA K 139(水道用ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗料) JDPA Z 2010(ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗装) JWWA G 114 (水道用ダクタイル鑄鉄異形管) JIS G 5528 (エポキシ樹脂粉体塗料) JWWA K 135 (液状エポキシ樹脂塗料) <u>JWWA K 137</u> (無溶剤形エポキシ樹脂塗料)	規格の修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
第2編 農業農村整備事業編 第1章 施工共通事項 第1節 【 省 略 】 第2節 一般事項 1－2－1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項について、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義のある場合は監督員に確認を求めなければならない。 (1) ～ (5) (6) 道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編) (公社)日本道路協会 (7) 道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート部材・コンクリート上部構造編) (公社)日本道路協会 (8) 道路橋示方書・同解説(Ⅳ下部構造編) (公社)日本道路協会 (9) 道路橋示方書・同解説(Ⅴ上下部接続部編) (公社)日本道路協会 (10) ～ (52) 【省略】 1－2－2 一般事項 1 施工計画 (1)受注者は、施工計画樹立に当たり、第1編1－1－7施工計画書によるほか、関連工事との関係により工程に制約を受ける部分について、設計図書に従い関連工事受注者と協議のうえ、作成するものとする。 (2) 【省略】 2～6 【省略】 第3節 土工 1－3－1～1－3－7 【省略】 1－3－8 作業残土処理工	第2編 農業農村整備事業編 第1章 施工共通事項 第1節 【 省 略 】 第2節 一般事項 1－2－1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項について、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義のある場合は監督員に確認を求めなければならない。 (1) ～ (5) (6) 道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋・鋼部材編) (公社)日本道路協会 【追加】 (7) 道路橋示方書・同解説(Ⅳ下部構造編) (公社)日本道路協会 【追加】 (8) ～ (50) 【省略】 1－2－2 一般事項 1 施工計画 (1)受注者は、施工計画樹立に当たり、第1編1－1－6施工計画書によるほか、関連工事との関係により工程に制約を受ける部分について、設計図書に従い関連工事受注者と協議のうえ、作成するものとする。 (2) 【省略】 2～6 【省略】 第3節 土工 1－3－1～1－3－7 【省略】 1－3－8 作業残土処理工	字句修正 基準の追記 番号修正 基準の追記 番号修正 番号修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
1 受注者は、建設発生土について、第1編1－1－24 建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。 2～4 【省略】 第4節 ～ 第7節 【 省 略 】 第8節 型枠及び支保 1－8－1 【省略】 1－8－2 型枠 1～4 【省略】 5 受注者は、富山県リサイクル製品、県内産木材のほか、「グリーン購入法」第10条の規定に基づく「富山県グリーン購入調達方針」に定める特定調達品目の合板型枠を積極的に使用するものとし、これを使用する場合には、第1編1－1－38 環境対策 4(2)に示す「特定調達品目の判断の基準」の要件を満たしていることを示す認証マーク等の写真を撮影し、工事完了までに監督員へ提出しなければならない。 なお、流用等により認証マーク等が確認できない合板型枠を使用する場合には、監督員と協議するものとする 1－8－3 支 保 1 受注者は、支保の施工に当たり、荷重に耐えうる強度を持った支保を使用するとともに、<u>受ける荷重を適切な方法で確実に基礎に伝えられるように適切な形式を選定しなければならない。</u> また、支保の基礎に過度の沈下や不等沈下などが生じないようにしなければならない。 2～3 【省略】 第9節～第13節 【省略】 第14節 防食対策工	1 受注者は、建設発生土について、第1編1－1－23 建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。 2～4 【省略】 第4節 ～ 第7節 【 省 略 】 第8節 型枠及び支保 1－8－1 【省略】 1－8－2 型枠 1～4 【省略】 5 受注者は、富山県リサイクル製品、県内産木材のほか、「グリーン購入法」第10条の規定に基づく「富山県グリーン購入調達方針」に定める特定調達品目の合板型枠を積極的に使用するものとし、これを使用する場合には、第1編1－1－36 環境対策 4(2)に示す「特定調達品目の判断の基準」の要件を満たしていることを示す認証マーク等の写真を撮影し、工事完了までに監督員へ提出しなければならない。 なお、流用等により認証マーク等が確認できない合板型枠を使用する場合には、監督員と協議するものとする。 1－8－3 支 保 1 受注者は、支保の施工に当たり、荷重に耐えうる強度を持った支保を使用するとともに、【追加】 荷重を各支柱に分布させなければならない。 また、支保の基礎に過度の沈下や不等沈下などが生じないようにしなければならない。 2～3 【省略】 第9節～第13節 【省略】 第14節 防食対策工	番号修正 番号修正 字句修正

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

字句修正

番号修正

番号修正

番号修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
1－20－5 仮設土留、仮締切工 1～21 【省略】 22 たて込み簡易土留の施工 (1) 受注者は、たて込み簡易土留の施工に当たり、<u>次の規則等を遵守しなければならない。</u> <u>ア クレーン等安全規則 74条の2</u> <u>イ 労働安全衛生規則第164条2項3項</u> <u>ウ 安衛則等の一部を改正する省令の施行について（平成4年8月24日付け基発第480号労働省労働基準局長通達）</u> <u>エ 車両系建設機械を用いて行う荷のつり上げの作業時等における安全の確保について（平成4年10月1日付け基発第542号労働省労働基準局長通達、平成15年12月17日付け基発1217001号（土止め先行工法）厚生労働省労働基準局長通達）</u> <u>オ 土止め先行工法に関するガイドライン（平成15年12月17日付け基発第1217001号厚生労働省労働基準局長通達）</u> 23～26 【省略】 1－20－6～1－20－11 【省略】 第21節 【 省 略 】 第2章 【 省 略 】 第3章 農用地造成工事 第1節 ～ 第7節 【 省 略 】 第8節 ほ場内沈砂池工 3－8－1 ほ場内沈砂池工 1～4 【省略】	1－20－5 仮設土留、仮締切工 1～21 【省略】 22 たて込み簡易土留の施工 (1) 受注者は、たて込み簡易土留の施工に当たり、<u>クレーン等安全規則74条の2及び労働安全衛生規則第164条2項及び3項並びに平成4年8月24日付け基発第480号、平成4年10月1日付け基発第542号労働省労働基準局長通達、平成15年12月17日付け基安発1217001号（土止め先行工法）厚生労働省労働基準局長通達を遵守する。</u> 23～26 【省略】 1－20－6～1－20－11 【省略】 第21節 【 省 略 】 第2章 【 省 略 】 第3章 農用地造成工事 第1節 ～ 第7節 【 省 略 】 第8節 ほ場内沈砂池工 3－8－1 ほ場内沈砂池工 1～4 【省略】	表記修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考																																																																																																																																																																												
5 受注者は、ほ場内沈砂池取り壊しにより発生した建設副産物については、第1編1－1－24建設副産物の規定によるものとする。 第9節 【省略】 第4章 舗装工事、道路改良工事 第1節 ～ 第13節 【 省 略 】 第14節 付帯施設工 4－14－1～4－14－2 【省略】 4－14－3 標識工 1 【省略】 2 材料 （1）標識工で使用する標識の品質規格は次によるものとする。 ア～エ 【省略】 表4-14-1 反射性能（反射シートの再帰反射係数） <table><tr><th></th><th>観測角°</th><th>入射角°</th><th>白</th><th>黄</th><th>赤</th><th>緑</th><th>青</th></tr><tr><td rowspan="9">封入レンズ型</td><td rowspan="3">12[┐] (0.2°)</td><td>5°</td><td>70</td><td>50</td><td>15</td><td>9.0</td><td>4.0</td></tr><tr><td>30°</td><td>30</td><td>22</td><td>6.0</td><td>3.5</td><td>1.7</td></tr><tr><td>40°</td><td>10</td><td>7.0</td><td>2.0</td><td>0.5</td><td>1.5</td></tr><tr><td rowspan="3">20[┐] (0.33°)</td><td>5°</td><td>50</td><td>35</td><td>10</td><td>7.0</td><td>2.0</td></tr><tr><td>30°</td><td>24</td><td>16</td><td>4.0</td><td>3.0</td><td>1.0</td></tr><tr><td>40°</td><td>9.0</td><td>6.0</td><td>1.8</td><td>0.4</td><td>1.2</td></tr><tr><td rowspan="3">2.0°</td><td>5°</td><td>5.0</td><td>3.0</td><td>0.8</td><td>0.6</td><td>0.2</td></tr><tr><td>30°</td><td>2.5</td><td>1.5</td><td>0.4</td><td>0.3</td><td>0.1</td></tr><tr><td>40°</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>0.3</td><td>0.06</td><td>0.2</td></tr><tr><td rowspan="3">カプセル</td><td rowspan="3">12[┐] (0.2°)</td><td>5°</td><td>250</td><td>170</td><td>45</td><td>45</td><td>20</td></tr><tr><td>30°</td><td>150</td><td>100</td><td>25</td><td>25</td><td>11</td></tr><tr><td>40°</td><td>110</td><td>70</td><td>16</td><td>8.0</td><td>16</td></tr></table>		観測角°	入射角°	白	黄	赤	緑	青	封入レンズ型	12 [┐] (0.2°)	5°	70	50	15	9.0	4.0	30°	30	22	6.0	3.5	1.7	40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5	20 [┐] (0.33°)	5°	50	35	10	7.0	2.0	30°	24	16	4.0	3.0	1.0	40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2	2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2	30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2	カプセル	12 [┐] (0.2°)	5°	250	170	45	45	20	30°	150	100	25	25	11	40°	110	70	16	8.0	16	5 受注者は、ほ場内沈砂池取り壊しにより発生した建設副産物については、第1編1－1－23建設副産物の規定によるものとする。 第9節 【省略】 第4章 舗装工事、道路改良工事 第1節 ～ 第13節 【 省 略 】 第14節 付帯施設工 4－14－1～4－14－2 【省略】 4－14－3 標識工 1 【省略】 2 材料 （1）標識工で使用する標識の品質規格は次によるものとする。 ア～エ 【省略】 表4-14-1 反射性能（反射シートの再帰反射係数） <table><tr><th></th><th>観測角°</th><th>入射角°</th><th>白</th><th>黄</th><th>赤</th><th>緑</th><th>青</th></tr><tr><td rowspan="9">封入レンズ型</td><td rowspan="3">12[┐] (0.2°)</td><td>5°</td><td>70</td><td>50</td><td>15</td><td>9.0</td><td>4.0</td></tr><tr><td>30°</td><td>30</td><td>22</td><td>6.0</td><td>3.5</td><td>1.7</td></tr><tr><td>40°</td><td>10</td><td>7.0</td><td>2.0</td><td>0.5</td><td>1.5</td></tr><tr><td rowspan="3">20[┐] (0.33°)</td><td>5°</td><td>50</td><td>35</td><td>10</td><td>7.0</td><td>2.0</td></tr><tr><td>30°</td><td>24</td><td>16</td><td>4.0</td><td>3.0</td><td>1.0</td></tr><tr><td>40°</td><td>9.0</td><td>6.0</td><td>1.8</td><td>0.4</td><td>1.2</td></tr><tr><td rowspan="3">2.0°</td><td>5°</td><td>5.0</td><td>3.0</td><td>0.8</td><td>0.6</td><td>0.2</td></tr><tr><td>30°</td><td>2.5</td><td>1.5</td><td>0.4</td><td>0.3</td><td>0.1</td></tr><tr><td>40°</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>0.3</td><td>0.06</td><td>0.2</td></tr><tr><td rowspan="3">カプセル</td><td rowspan="3">12[┐] (0.2°)</td><td>5°</td><td>250</td><td>170</td><td>45</td><td>45</td><td>20</td></tr><tr><td>30°</td><td>150</td><td>100</td><td>25</td><td>25</td><td>11</td></tr><tr><td>40°</td><td>110</td><td>70</td><td>16</td><td>8.0</td><td>16</td></tr></table>		観測角°	入射角°	白	黄	赤	緑	青	封入レンズ型	12 [┐] (0.2°)	5°	70	50	15	9.0	4.0	30°	30	22	6.0	3.5	1.7	40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5	20 [┐] (0.33°)	5°	50	35	10	7.0	2.0	30°	24	16	4.0	3.0	1.0	40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2	2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2	30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2	カプセル	12 [┐] (0.2°)	5°	250	170	45	45	20	30°	150	100	25	25	11	40°	110	70	16	8.0	16	番号修正
	観測角°	入射角°	白	黄	赤	緑	青																																																																																																																																																																							
封入レンズ型	12 [┐] (0.2°)	5°	70	50	15	9.0	4.0																																																																																																																																																																							
		30°	30	22	6.0	3.5	1.7																																																																																																																																																																							
		40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5																																																																																																																																																																							
	20 [┐] (0.33°)	5°	50	35	10	7.0	2.0																																																																																																																																																																							
		30°	24	16	4.0	3.0	1.0																																																																																																																																																																							
		40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2																																																																																																																																																																							
	2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2																																																																																																																																																																							
		30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1																																																																																																																																																																							
		40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2																																																																																																																																																																							
カプセル	12 [┐] (0.2°)	5°	250	170	45	45	20																																																																																																																																																																							
		30°	150	100	25	25	11																																																																																																																																																																							
		40°	110	70	16	8.0	16																																																																																																																																																																							
	観測角°	入射角°	白	黄	赤	緑	青																																																																																																																																																																							
封入レンズ型	12 [┐] (0.2°)	5°	70	50	15	9.0	4.0																																																																																																																																																																							
		30°	30	22	6.0	3.5	1.7																																																																																																																																																																							
		40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5																																																																																																																																																																							
	20 [┐] (0.33°)	5°	50	35	10	7.0	2.0																																																																																																																																																																							
		30°	24	16	4.0	3.0	1.0																																																																																																																																																																							
		40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2																																																																																																																																																																							
	2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2																																																																																																																																																																							
		30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1																																																																																																																																																																							
		40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2																																																																																																																																																																							
カプセル	12 [┐] (0.2°)	5°	250	170	45	45	20																																																																																																																																																																							
		30°	150	100	25	25	11																																																																																																																																																																							
		40°	110	70	16	8.0	16																																																																																																																																																																							

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後									現 行									備 考
	レンズ型	20° (0.33°)	5°	180	122	25	21	14	20° (0.33°)	5°	180	122	25	21	14	(旧) 広角プリズム型の削除		
			30°	100	67	14	7.0	11		30°	100	67	14	7.0	11			
			40°	95	64	13	7.0	11		40°	95	64	13	7.0	11			
		2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.3	2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.3			
			30°	2.5	1.8	0.4	0.3	0.1		30°	2.5	1.8	0.4	0.3	0.1			
			40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2		40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2			
	【削除】	【削除】	【削除】	【削除】	【削除】	【削除】	【削除】	【削除】	(旧) 広角プリズム型	12° (0.2°)	5°	430	350	70	30		45	
			【削除】	【削除】	【削除】	【削除】	【削除】	【削除】		【削除】	30°	235	190	45	16		23	
		【削除】	【削除】	【削除】	【削除】	【削除】	【削除】	【削除】		20° (0.33°)	5°	300	250	45	20		33	
			【削除】	【削除】	【削除】	【削除】	【削除】	【削除】			【削除】	30°	150	130	20		10	18
		【削除】	【削除】	【削除】	【削除】	【削除】	【削除】	【削除】		30° (0.5°)	5°	250	200	40	18		25	
			【削除】	【削除】	【削除】	【削除】	【削除】	【削除】			【削除】	30°	170	140	20		12	19
		【削除】	【削除】	【削除】	【削除】	【削除】	【削除】	【削除】		1.0°	5°	80	65	12	4.0		9.0	
			【削除】	【削除】	【削除】	【削除】	【削除】	【削除】			【削除】	30°	50	40	8.0		2.5	5.0
	封入プリズム型	12° (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0	封入プリズム型	12° (0.2°)	5°	70	50	15	4.0		9.0	
			30°	30	22	6.0	1.7	3.5			30°	30	22	6.0	1.7		3.5	
		20° (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0		20° (0.33°)	5°	50	35	10	2.0		7.0	
			30°	24	16	4.0	1.0	3.0			30°	24	16	4.0	1.0		3.0	
		30° (0.5°)	5°	30	25	7.5	2.0	4.5		30° (0.5°)	5°	30	25	7.5	2.0		4.5	
			30°	15	13	4.0	1.0	2.2			30°	15	13	4.0	1.0		2.2	
		1.0°	5°	20	16	5.0	1.2	3.0		1.0°	5°	20	16	5.0	1.2		3.0	
			30°	12	10	3.0	0.8	1.8			30°	12	10	3.0	0.8		1.8	
		観測角°	入射角°	白	黄	赤	緑	青		観測角°	入射角°	白	黄	赤	緑		青	
	カプセルプリズム型	12° (0.2°)	5°	250	170	45	20	45	カプセルプリズム型	12° (0.2°)	5°	250	170	45	20		45	
			30°	150	100	25	11	25			30°	150	100	25	11		25	
		20° (0.33°)	5°	180	122	25	14	21		20° (0.33°)	5°	180	122	25	14		21	
			30°	100	67	14	7.0	11			30°	100	67	14	7.0		11	
		30° (0.5°)	5°	150	110	25	13	21		30° (0.5°)	5°	150	110	25	13		21	
			30°	72	54	13	6.0	10			30°	72	54	13	6.0		10	
		1.0°	5°	20	16	5.0	1.2	3.0		1.0°	5°	20	16	5.0	1.2		3.0	
			30°	12	10	3.0	0.8	1.8			30°	12	10	3.0	0.8		1.8	
	広角プ	12° (0.2°)	5°	570	380	75	50	70	広角プ	12° (0.2°)	5°	570	380	75	50		70	
			30°	235	190	45	16	25			30°	235	190	45	16		25	
		20°	5°	400	280	54	30	50		20°	5°	400	280	54	30		50	

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後									現 行									備 考
リズム型	(0.33°)	30°	170	140	20	12	19		リズム型	(0.33°)	30°	170	140	20	12	19		
	30° (0.5°)	5°	300	230	45	30	45			30° (0.5°)	5°	300	230	45	30	45		
		30°	170	140	20	12	19				30°	170	140	20	12	19		
	1.0°	5°	120	70	14	5.0	10			1.0°	5°	120	70	14	5.0	10		
		30°	50	40	8.0	2.5	5.0				30°	50	40	8.0	2.5	5.0		
注) 試験及び測定方法は、JIS Z 3141 (再帰性反射材) による。									注) 試験及び測定方法は、JIS Z 3141 (再帰性反射材) による。									
(2) ～ (3) 【省略】									(2) ～ (3) 【省略】									
3 【省略】									3 【省略】									
4－14－4～4－14－8 【省略】									4－14－4～4－14－8 【省略】									
第5章 【省略】									第5章 【省略】									
第6章 水路工事									第6章 水路工事									
第1節 【省略】									第1節 【省略】									
第2節 一般事項									第2節 一般事項									
6－2－1 【省略】									6－2－1 【省略】									
6－2－2 一般事項									6－2－2 一般事項									
1 【省略】									1 【省略】									
2 受注者は、暗渠工及びサイホン工の施工に当たり、施工中の躯体沈下を点検するため必要に応じて定期的に観測し、異常を発見した際は速やかに監督員に連絡しなければならない。									2 受注者は、暗渠工及びサイホン工の施工に当たり、施工中の躯体沈下を確認するため必要に応じて定期的に観測し、【追加】監督員に報告しなければならない。									観測及び報告について修正
3～5 【省略】									3～5 【省略】									
第3節～第10節 【省略】									第3節～第10節 【省略】									

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

番号修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
3 【省略】 7－4－2 【 省 略 】 第5節 ～ 第15節 【 省 略 】 第8章 管水路工事 第1節 【省略】 第2節 一般事項 8－2－1 適用すべき諸基準 適用すべき諸基準については、第2編1－2－1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。 (1) ～ (18) 【省略】 <u>(19) J D P A W 20 (A L W形ダクタイル鑄鉄管接合要領書)</u> (20) ～ (26) 【省略】 8－2－2 一般事項 1 【省略】 2 布設接合 (1) ～ (8) 【省略】 (9) 受注者は、たて込み簡易土留を使用し管布設を行う場合、<u>第2編1－20－5の22たて込み簡易土留の施工についての規定</u>を遵守する。 (10) ～ (18) 【省略】 3 【省略】 第3節 ～ 第5節 【 省 略 】	3 【省略】 7－4－2 【 省 略 】 第5節 ～ 第15節 【 省 略 】 第8章 管水路工事 第1節 【省略】 第2節 一般事項 8－2－1 適用すべき諸基準 適用すべき諸基準については、第2編1－2－1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。 (1) ～ (18) 【省略】 <u>(19) 【新設】</u> (19) ～ (25) 【省略】 8－2－2 一般事項 1 【省略】 2 布設接合 (1) ～ (8) 【省略】 (9) 受注者は、たて込み簡易土留を使用し管布設を行う場合、<u>クレーン等安全規則 74 条の2、労働安全衛生規則第 164 条2項及び3項、並びに平成4年8月24日付け基発第 480 号及び平成4年10月1日付け基発第 542 号労働省労働基準局長通達、平成14年3月29日付基安発 0329003 号（土止め先行工法）厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達</u>を遵守する。 (10) ～ (18) 【省略】 3 【省略】 第3節 ～ 第5節 【 省 略 】	基準の追加 番号修正 規定について修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考																
第6節 管体工 8－6－1～8－6－3 【省略】 8－6－4 鋼管布設工 1 【省略】 2 据付 (1)～(2) 【省略】 (3) 塗覆装 ア～イ 【省略】 ウ プラスチック被覆鋼管における継手部外面塗覆装は、<u>表8－6－3</u>を基本とする。 テーパ付き直管の継手部外面塗覆装については、WSPA-102 による。 表8-6-3 継手部外面塗装仕様 <table><tr><th>塗 覆 装 仕 様</th><th>厚 さ</th></tr><tr><td>現場溶接部：ジョイントコート</td><td><u>【削除】</u></td></tr><tr><td>「<u>長寿命形水道用</u>ジョイントコート」</td><td>基 材：1.5mm 以上</td></tr><tr><td>(WSP 012)</td><td>粘 着 材：1.0mm 以上</td></tr></table> エ 基礎材が砕石の場合に、接合部の塗覆装の保護を目的とし、<u>WSP 012</u>に規定されている耐衝撃シートを巻くものとする。 なお、バルブ、可とう管、継輪についても、同様とする。 表8-6-4 【省略】 3 【省略】 8－6－5 【省略】 第7節 ～ 第18節 【 省 略 】 第9章 【省略】 第10章 フィルダム工事 第1節 ～ 第4節 【 省 略 】 第5節 原石採取工	塗 覆 装 仕 様	厚 さ	現場溶接部：ジョイントコート	<u>【削除】</u>	「 <u>長寿命形水道用</u> ジョイントコート」	基 材：1.5mm 以上	(WSP 012)	粘 着 材：1.0mm 以上	第6節 管体工 8－6－1～8－6－3 【省略】 8－6－4 鋼管布設工 1 【省略】 2 据付 (1)～(2) 【省略】 (3) 塗覆装 ア～イ 【省略】 ウ プラスチック被覆鋼管における継手部外面塗覆装は、<u>WSP 012 プラスチック系</u>を基本とする。 テーパ付き直管の継手部外面塗覆装については、WSPA-102 による。 表8-6-3 継手部外面塗装仕様 <table><tr><th>塗 覆 装 仕 様</th><th>厚 さ</th></tr><tr><td>現場溶接部：ジョイントコート</td><td><u>プラスチック系の場合</u></td></tr><tr><td>「<u>水道用塗覆装鋼管</u>ジョイントコート」</td><td>基 材：1.5mm 以上</td></tr><tr><td>(WSP 012)</td><td>粘 着 材：1.0mm 以上</td></tr></table> エ 基礎材が砕石の場合に、接合部の塗覆装の保護を目的とし、<u>JWWA -K 153</u>に規定されている耐衝撃シートを巻くものとする。 なお、バルブ、可とう管、継輪についても、同様とする。 表8-6-4 【省略】 3 【省略】 8－6－5 【省略】 第7節 ～ 第18節 【 省 略 】 第9章 【省略】 第10章 フィルダム工事 第1節 ～ 第4節 【 省 略 】 第5節 原石採取工	塗 覆 装 仕 様	厚 さ	現場溶接部：ジョイントコート	<u>プラスチック系の場合</u>	「 <u>水道用塗覆装鋼管</u> ジョイントコート」	基 材：1.5mm 以上	(WSP 012)	粘 着 材：1.0mm 以上	字句修正 仕様名の修正 規定の修正
塗 覆 装 仕 様	厚 さ																	
現場溶接部：ジョイントコート	<u>【削除】</u>																	
「 <u>長寿命形水道用</u> ジョイントコート」	基 材：1.5mm 以上																	
(WSP 012)	粘 着 材：1.0mm 以上																	
塗 覆 装 仕 様	厚 さ																	
現場溶接部：ジョイントコート	<u>プラスチック系の場合</u>																	
「 <u>水道用塗覆装鋼管</u> ジョイントコート」	基 材：1.5mm 以上																	
(WSP 012)	粘 着 材：1.0mm 以上																	

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
10－5－1 原石山表土廃棄岩処理 原石山表土廃棄岩処理については、第1編1－1－ <u>24</u> 建設副産物の規定によるものとする。	10－5－1 原石山表土廃棄岩処理 原石山表土廃棄岩処理については、第1編1－1－ <u>23</u> 建設副産物の規定によるものとする。	番号修正
10－5－2 【 省 略 】	10－5－2 【 省 略 】	
第6節 ～ 第12節 【 省 略 】	第6節 ～ 第12節 【 省 略 】	番号修正
第13節 雑工事	第13節 雑工事	
10－13－1～10－13－4 【 省 略 】	10－13－1～10－13－4 【 省 略 】	番号修正
10－13－5 建設発生土処理工 建設発生土処理工の施工については、第1編1－1－ <u>24</u> 建設副産物の規定によるものとする。	10－13－5 建設発生土処理工 建設発生土処理工の施工については、第1編1－1－ <u>23</u> 建設副産物の規定によるものとする。	
第14節 【 省 略 】	第14節 【 省 略 】	番号修正
第11章 コンクリートダム工事	第11章 コンクリートダム工事	
第1節 ～ 第7節 【 省 略 】	第1節 ～ 第7節 【 省 略 】	番号修正
第8節 雑工事	第8節 雑工事	
11－8－1～11－8－4 【 省 略 】	11－8－1～11－8－4 【 省 略 】	番号修正
11－8－5 建設発生土処理工 建設発生土処理工の施工については、第1編1－1－ <u>24</u> 建設副産物の規定によるものとする。	11－8－5 建設発生土処理工 建設発生土処理工の施工については、第1編1－1－ <u>23</u> 建設副産物の規定によるものとする。	
11－8－6～11－8－7 【 省 略 】	11－8－6～11－8－7 【 省 略 】	番号修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
第12章 PC橋工事 第1節 【 省 略 】 第2節 一般事項 12－2－1 適用すべき諸基準 1 適用すべき諸基準については、第2編1－2－1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。 <u>【削除】</u> (1) ～ (5) 【省略】 (6) <u>プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針（案）</u> <u>建設省 土木研究所</u> <u>【削除】</u> (7) <u>道路橋伸縮装置便覧</u> <u>（公社）日本道路協会</u> 2 【省略】 12－2－2 一般事項 1 輸送工 【省略】 2 作業ヤード整備工 (1) 【省略】 (2) 受注者は、ヤード内に敷砂利を施工する場合、<u>ヤード敷地内に碎石を</u>平坦に敷均さなければならない。 3 【省略】 第3節 コンクリート橋架設工 12－3－1 架設工 1～2 【省略】 3 架設支保工（固定） 支保工及び支保工基礎の施工については、<u>第1編 1－8－3支保の規定によるものとする。</u>	第12章 PC橋工事 第1節 【 省 略 】 第2節 一般事項 12－2－1 適用すべき諸基準 1 適用すべき諸基準については、第2編1－2－1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。 <u>（1）道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）</u> <u>（公社）日本道路協会</u> <u>（2）道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋編・コンクリート部材編）</u> <u>（公社）日本道路協会</u> <u>（3）道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）</u> <u>（公社）日本道路協会</u> (4) ～ (8) 【省略】 (9) <u>プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリートT桁道路橋設計施工指針</u> <u>（公社）日本道路協会</u> <u>（10）道路橋の塩害対策指針（案）・同解説</u> <u>（公社）日本道路協会</u> <u>【追加】</u> 2 【省略】 12－2－2 一般事項 1 輸送工 【省略】 2 作業ヤード整備工 (1) 【省略】 (2) 受注者は、ヤード内に敷砂利を施工する場合、<u>【追加】</u>平坦に敷均さなければならない。 3 【省略】 第3節 コンクリート橋架設工 12－3－1 架設工 1～2 【省略】 3 架設支保工（固定） 支保工及び支保工基礎の施工については、<u>次の規定によるものとする。</u> <u>（1）受注者は、支保の施工に当たり、荷重に耐えうる強度を持った支保を使用するとともに、受ける荷重を適切な方法で確実に基礎に伝えられるように適切な形式を選定しなければならない。</u>	基準の修正 字句追記 規定の修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
4 【省略】 5 片持架設工 (1) ～ (3) 【省略】 (4) 支保工の基礎の施工については、<u>第1編 1－8－3 支保の規定によるものとする。</u> 6 押出し架設工 (1) ～ (3) 【省略】 (4) 受注者は、各滑り装置の高さについて、<u>入念に</u>管理を行わなければならない。 12－3－2 横組工 1 【省略】 2 受注者は、横締め鋼材の施工について、次の規定によらなければならない。 (1) 【省略】 (2) <u>受注者は</u> P C 鋼材をシースに挿入する前に清掃し、油、土、及びごみ<u>など</u>が付着しないよう<u>挿入しなければならない。</u> (3) シースの継手部<u>を</u>セメントペーストの漏れない構造で、コンクリート打設時も<u>必要な</u>強度を有し、また、<u>継手箇所が少なくなるようにしなければならない。</u> (4) P C 鋼材またはシースが設計図書で示す位置に確実に配置できるよう支持間隔を<u>定めなければならない。</u> (5) P C 鋼材またシースがコンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように<u>組立てなければならない。</u> (6) 定着具の支圧面を P C 鋼材と垂直になるように配置しなければならない。 また、ねじ部分は緊張完了までの期間、<u>さびや損傷から保護しなければならない。</u> 3 受注者は、横締め緊張の施工については、次の規定によらなければならない。 (1) プレストレッシング時のコンクリートの圧縮強度が、プレストレッシング直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の1.7倍以上であることを<u>確認しなければならない。</u> なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。	<u>(2) 受注者は、支保の基礎に過度の沈下や不等沈下等が生じないようにしなければならない。</u> 4 【省略】 5 片持架設工 (1) ～ (3) 【省略】 (4) 支保工の基礎の施工については、<u>次の規定によるものとする。</u> <u>1) 受注者は、支保の施工に当たり、荷重に耐えうる強度を持った支保を使用するとともに、受ける荷重を確実に基礎に伝えられるように適切な形式を選定しなければならない。</u> <u>2) 受注者は、支保の基礎に過度の沈下や不等沈下等が生じないようにしなければならない。</u> 6 押出し架設工 (1) ～ (3) 【省略】 (4) 受注者は、各滑り装置の高さについて、<u>十分な</u>管理を行わなければならない。 12－3－2 横組工 1 【省略】 2 受注者は、横締め鋼材の施工について、次の規定によらなければならない。 (1) 【省略】 (2) P C 鋼材をシースに挿入する前に清掃し、油、土<u>及び</u>ごみ<u>等</u>が付着しないよう<u>挿入作業をするものとする。</u> (3) シースの継手部<u>は</u>セメントペーストの漏れない構造で、コンクリート打設時も<u>圧力に耐えうる</u>強度を有し、また継手箇所が<u>少なくなるようにするものとする。</u> (4) P C 鋼材またはシースが設計図書で示す位置に確実に配置できるよう支持間隔を<u>定めるものとする。</u> (5) P C 鋼材またシースがコンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように<u>組立てるものとする。</u> (6) 定着具の支圧面を P C 鋼材と垂直になるように配置しなければならない。 また、ねじ部分は緊張完了までの期間、<u>錆たり、損傷を受けたりしないように保護するものとする。</u> 3 受注者は、横締め緊張の施工については、次の規定によらなければならない。 (1) プレストレッシング時のコンクリートの圧縮強度が、プレストレッシング直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の1.7倍以上であることを<u>確認するものとする。</u> なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。	規定の修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
(2) プレストレッシング時の定着部付近のコンクリートが、定着により生じる支圧応力度に耐える強度以上であることを<u>確認しなければならない</u>。 (3) プレストレッシングに先立ち、次の調整及び試験を<u>行わなければならない</u>。 1) ～ 2) 【省略】 (4) プレストレスの導入に先立ち、前項 (3) の試験に基づき、監督員に緊張管理計画書を<u>提出しなければならない</u>。 (5) 緊張管理計画書に従ってプレストレスを導入するように<u>管理しなければならない</u>。 (6) 緊張管理計画書で<u>示された</u>荷重計の示度と、P C 鋼材の拔出し量の測定値との関係が許容範囲を超える場合は、直ちに監督員に連絡するとともに【<u>削除</u>】原因を調査し、適切な措置を講じなければならない。 (7) プレストレッシングの施工については、各桁ともできるだけ同一強度の時期に<u>行わなければならない</u>。 (8) プレストレッシングの<u>施工</u>は、道路橋示方書に基づき管理するものとし、順序、緊張力、P C 鋼材の拔出し量、緊張の日時、<u>コンクリートの強度等の記録を整備及び</u>保管し、監督員の請求があった場合は速やかに<u>提示しなければならない</u>。 (9) プレストレッシング終了後のP C 鋼材の切断は、機械的手法によるものとする。<u>これにより難い場合は、設計図書に関して</u>監督員と協議しなければならない。 (10) 【省略】 (11) P C 鋼材を順次引張る場合には、コンクリートの弾性変形を考慮して、引張の順序及び各々のP C 鋼材の引張力を<u>定めなければならない</u>。 4 受注者は、横締めグラウトの施工について、次の規定によらなければならない。 (1) 受注者は、本条で使用するグラウト材料については、次の規定によるものを使用しなければならない。 1) グラウトに用いるセメントはJIS R 5210 (ポルトランドセメント) に適合する<u>ポルトランドセメントを標準とするが、これにより難い場合は監督員と協議しなければならない</u>。 2) <u>グラウト</u>は、ノンブリーディングタイプを使用するものとする。 3) グラウトの水セメント比は、45%以下とするものとする。 4) 【省略】 5) <u>グラウトの</u>体積変化率は、<u>±0.5%の範囲内とする</u>。 6) グラウトのブリーディング率は、24時間後<u>0.0%</u>とするものとする。 7) ～ 8) 【省略】	(2) プレストレッシング時の定着部付近のコンクリートが、定着により生じる支圧応力度に耐える強度以上であることを<u>確認するものとする</u>。 (3) プレストレッシングに先立ち、次の調整及び試験を<u>行うものとする</u>。 1) ～ 2) 【省略】 (4) プレストレスの導入に先立ち、前項 (3) の試験に基づき、監督員に緊張管理計画書を<u>提出するものとする</u>。 (5) 緊張管理計画書に従ってプレストレスを導入するように<u>管理するものとする</u>。 (6) 緊張管理計画書で<u>示した</u>荷重計の示度と、P C 鋼材の拔出し量の測定値との関係が許容範囲を超える場合は、直ちに監督員に連絡するとともに、<u>原因を調査し、適切な措置を講じなければならない</u>。 (7) プレストレッシングの施工については、各桁ともできるだけ同一強度の時期に<u>行うものとする</u>。 (8) プレストレッシングの<u>施工について</u>は、道路橋示方書に基づき管理するものとし、順序、緊張力、P C 鋼材の拔出し量、緊張の日時<u>及び</u>コンクリートの強度等の記録を整備、<u>保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない</u>。 (9) プレストレッシング終了後のP C 鋼材の切断は、機械的手法によるものとする。<u>これ以外の場合、【追加】</u>監督員と協議しなければならない。 (10) 【省略】 (11) P C 鋼材を順次引張る場合には、コンクリートの弾性変形を考慮して、引張の順序及び各々のP C 鋼材の引張力を<u>定めるものとする</u>。 4 受注者は、横締めグラウトの施工について、次の規定によらなければならない。 (1) 受注者は、本条で使用するグラウト材料については、次の規定によるものを使用しなければならない。 1) グラウトに用いるセメントはJIS R 5210 (ポルトランドセメント) に適合する<u>普通ポルトランドセメントを用いるものとする。その他の材料を使用する場合は監督員の承諾を得るものとする</u>。 2) <u>混和剤</u>は、ノンブリーディングタイプを使用するものとする。 3) グラウトの水セメント比は、45%以下とするものとする。 4) 【省略】 5) <u>【追加】</u>体積変化率は、<u>PCグラウトのブリーディング率及び体積変化率試験方法 (鉛直管方法) (JSCE-F535) に準じて求める値が-0.5%～0.5%の範囲内であることを標準とする</u>。 6) グラウトのブリーディング率は、24時間後<u>0%</u>とするものとする。 7) ～ 8) 【省略】	字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正

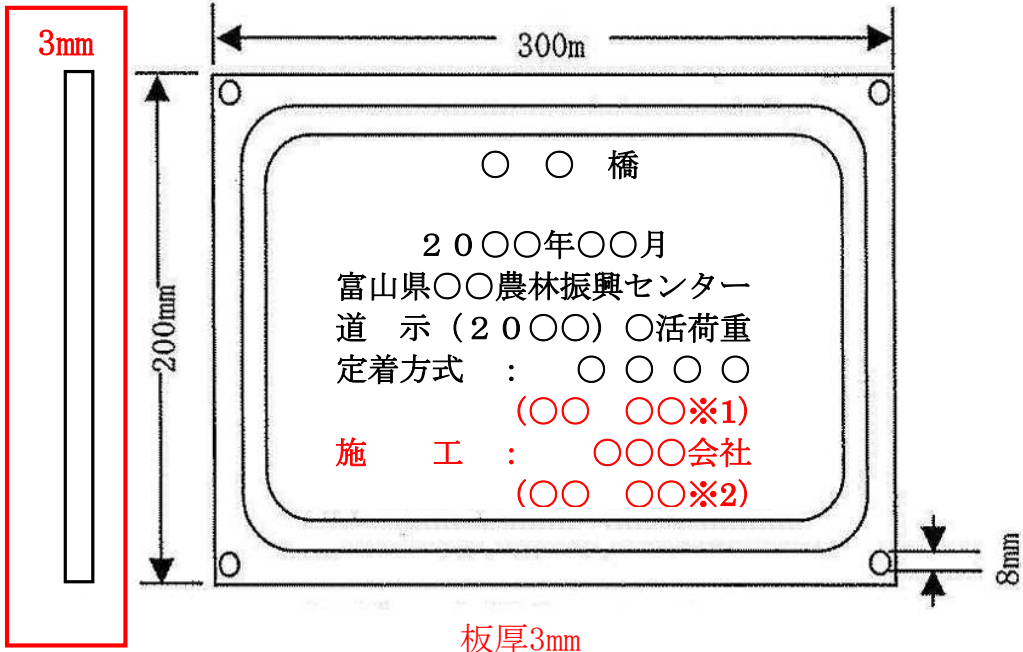
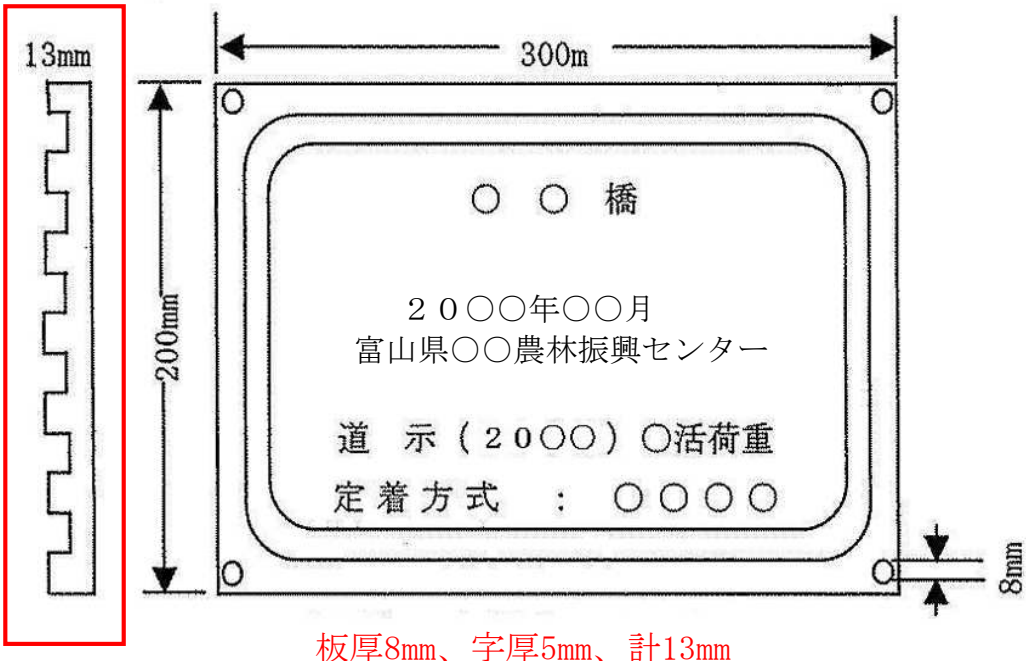
新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
(2) 受注者は、使用グラウトについて事前に次の試験及び測定を行い、設計図書に示す品質が得られることを確認しなければならない。 ただし、この場合の試験及び測定は、現場と同一条件で行うものとする。 1) 【省略】 2) ブリーディング率及び体積変化率<u>の</u>試験 3) ～4) 【省略】 (3) グラウトの施工に<u>ついて</u>は、ダクト内に圧縮空気を通し、導通があること及びダクトの機密性を確認した後、グラウト注入時の圧力が高くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。 また、排出口より一様な流動性のグラウトが流出したことを確認して作業を完了しなければならない。 <u>(4) グラウトの施工については、ダクト内の残留水等がグラウトの品質に影響を及ぼさないことを確認した後、グラウト注入時の圧力が強くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。</u> (<u>5</u>) 連続ケーブルの曲げ上げ頂部付近等、ダクト内に空隙が生じないように空気孔を<u>設けなければならない</u>。 (<u>6</u>) 寒中におけるグラウトの施工については、グラウト<u>温度は注入後少なくとも3日間、+5℃以上を保ち、凍結することのないように行わなければならない</u>。 (<u>7</u>) 暑中における<u>グラウトの</u>施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化などがないように、材料及び施工については、<u>事前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない</u>。 なお、注入時のグラウトの温度は35℃を超えてはならない。 12－3－3 支承工 受注者は、支承工の施工について、道路橋支承便覧施工の<u>規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない</u>。 第4節 橋梁付属物工 12－4－1 伸縮装置工 1 受注者は、伸縮装置の据付けについて<u>は</u>、施工時の気温を考慮し、設計時の標準温度で橋と支承の相対位置が標準位置となるよう温度補正を行って据付け位置を<u>決定しなければならない。また、監督員又は検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない</u>。 2 受注者は、伸縮装置工の漏水防止の方法について、<u>設計図書によらなければならない</u>。 12－4－2～12－4－3 【省略】	(2) 受注者は、使用グラウトについて事前に次の試験及び測定を行い、設計図書に示す品質が得られることを確認しなければならない。 ただし、この場合の試験及び測定は、現場と同一条件で行うものとする。 1) 【省略】 2) ブリーディング率及び体積変化率【<u>追加</u>】試験 3) ～4) 【省略】 (3) グラウトの施工に<u>当たって</u>は、ダクト内に圧縮空気を通し、導通があること及びダクトの機密性を確認した後、グラウト注入時の圧力が高くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。 また、排出口より一様な流動性のグラウトが流出したことを確認して作業を完了しなければならない。 <u>【追加】</u> (<u>4</u>) 連続ケーブルの曲げ上げ頂部付近等、ダクト内に空隙が生じないように空気孔を<u>設けるものとする</u>。 (<u>5</u>) 寒中におけるグラウトの施工については、グラウト<u>が凍結することのないように、行うものとする</u>。 (<u>6</u>) 暑中における【<u>追加</u>】施工については、グラウトの温度上昇、過早な<u>硬化</u>などがないようにしなければならない。 なお、注入時のグラウトの温度は35℃を超えてはならない。 12－3－3 支承工 受注者は、支承工の施工について、道路橋支承便覧施工の<u>規定によらなければならない</u>。 第4節 橋梁付属物工 12－4－1 伸縮装置工 1 受注者は、伸縮装置の据付けについて、施工時の気温を考慮し、設計時の標準温度で橋と支承の相対位置が標準位置となるよう温度補正を行って据付け位置を<u>決定し、事前に監督員に報告しなければならない</u>。 2 受注者は、伸縮装置工の漏水防止の方法について、<u>設計図書によるものとする</u>。 12－4－2～12－4－3 【省略】	字句修正 字句修正 施工方法の追記 施工方法の追記 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
12-4-4 地覆工 受注者は、<u>地覆については、橋の幅員方向最端部に設置しなければならない。</u> 12-4-5～12-4-6 【省略】 12-4-7 銘板工 1 受注者は、<u>橋歴板に用いる材質は表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆したアルミニウム板（JIS H 4000 A 5052 P）を標準とする。また、橋歴板に用いる色は黒地に金色とすることとし、縁についても同様に金色とする。なお、寸法及び記載事項は、図12-4-1 橋歴板の記載例によらなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督職員と協議しなければならない。</u>  板厚3mm ※1管理技術者指名、※2監理技術者指名 図12-4-1 橋歴板の記載例 2 受注者は、<u>橋歴板は</u>起点左側、橋梁端部に取付けるものとし、取付け位置については、監督員の指示によらなければならない。 3 <u>受注者は、</u>橋歴板に記載する年月は、橋梁の<u>完成年月を記入しなければならない。</u> 12-4-8 現場塗装工 1～8 【省略】 9 受注者は、次の場合塗装を行ってはならない。<u>これ以外の場合は、設計図</u>	12-4-4 地覆工 受注者は、<u>設計図書に基づいて地覆を施工しなければならない。</u> 12-4-5～12-4-6 【省略】 12-4-7 銘板工 1 受注者は、<u>橋歴板の製作について、材質はJIS H 2202（鋳鉄用銅合金地金）を使用し、寸法及び記載事項は、図12-4-1橋歴板の記載例によらなければならない。</u>  板厚8mm、字厚5mm、計13mm 図12-4-1 橋歴板の記載例 2 受注者は、<u>原則として橋歴板は</u>起点左側、橋梁端部に取付けるものとし、取付け位置については、監督員の指示によらなければならない。 3 <u>【追加】</u> 橋歴板に記載する年月は、橋梁の<u>完成年月とする。</u> 12-4-8 現場塗装工 1～8 【省略】 9 受注者は、次の場合塗装を行ってはならない。<u>【追加】</u>	字句修正 銘板の規格改正 字句修正 字句修正 字句追記

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
<u>書に関して監督員と協議しなければならない。塗装禁止条件は、表12-4-1 塗装禁止条件に示すとおりである。</u> (1) 【省略】 <u>(2) 【削除】</u> <u>(2) ～ (6) 【省略】</u> 10 【省略】 11 受注者は、<u>塗り残し、ながれ、しわ</u>等の欠陥が生じないように塗装しなければならない。 12 受注者は、塗料を使用前に攪拌し、容器の<u>塗料を均一な状態</u>にしてから使用しなければならない。 13 下塗り (1) 受注者は、被塗装面の素地調整状態を確認したうえで下塗りを施工しなければならない。天災その他の理由によりやむを得ず下塗りが遅れ、そのため錆が生じたときは再び素地調整を行い、<u>塗装しなければならない。</u> (2) ～ (4) 【省略】 (5) 受注者は、溶接や余熱による熱影響で塗膜劣化する可能性がある現場溶接部近傍に塗装を行ってはならない。未塗装範囲は熱影響部のほか、自動溶接機の取付けや超音波探傷の施工などを考慮して決定する。 ただし、錆の生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響をおよぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去するものとする。 なお、防錆剤の<u>使用については、設計図書に関して</u>監督員の承諾を<u>得なければならない。</u> 14～15 【省略】 16 検査 (1) 受注者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成、保管し、監督員<u>又は検査員から</u>請求があった場合は速やかに提示するとともに工事完成時に<u>監督員へ</u>提出しなければならない。 (2) ～ (4) 【省略】 (5) 受注者は、膜厚測定器として<u>電磁膜厚計</u>を使用しなければならない。 (6) 受注者は、次より塗膜厚の判定をしなければならない。 1) 塗膜厚測定値 (5 <u>回</u>平均) の平均値は、<u>目標塗膜厚合計値</u>の90%以上とするものとする。 2) 塗膜厚測定値 (5 <u>回</u>平均) の最小値は、<u>目標塗膜厚合計値</u>の70%以上とするものとする。	(1) 【省略】 <u>(2) 低温用の塗料に対する制限は上表において、気温については5℃以下、20℃以上、湿度については85%以上とする。</u> <u>(3) ～ (7) 【省略】</u> 10 【省略】 11 受注者は、<u>塗り残し、気泡むら、ながれ、刷毛目</u>等の欠陥が生じないように塗装しなければならない。 12 受注者は、塗料を使用前に攪拌し、容器の<u>底部に顔料が沈殿しないよう</u>にしてから使用しなければならない。 13 下塗り (1) 受注者は、被塗装面の素地調整状態を確認したうえで下塗りを施工しなければならない。天災その他の理由によりやむを得ず下塗りが遅れ、そのため錆が生じたときは再び素地調整を行い、<u>塗装するものとする。</u> (2) ～ (4) 【省略】 (5) 受注者は、溶接や余熱による熱影響で塗膜劣化する可能性がある現場溶接部近傍に塗装を行ってはならない。未塗装範囲は熱影響部のほか、自動溶接機の取付けや超音波探傷の施工などを考慮して決定する。 ただし、錆の生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響をおよぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去するものとする。 なお、防錆剤の<u>使用について</u>監督員の承諾を<u>得るものとする。</u> 14～15 【省略】 16 検査 (1) 受注者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成、保管し、監督員<u>の</u>請求があった場合は速やかに提示するとともに工事完成時に【追加】提出しなければならない。 (2) ～ (4) 【省略】 (5) 受注者は、膜厚測定器として <u>2点調整式電磁膜厚計</u>を使用しなければならない。 (6) 受注者は、次より塗膜厚の判定をしなければならない。 1) 塗膜厚測定値 (5 <u>点</u>平均) の平均値は、<u>目標塗膜厚 (合計値)</u> の90%以上とするものとする。 2) 塗膜厚測定値 (5 <u>点</u>平均) の最小値は、<u>目標塗膜厚 (合計値)</u> の70%以上とするものとする。	条件の削除 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考																																																
3) 塗膜厚測定値 (5 <u>回</u>平均) の分布の標準偏差は、<u>目標塗膜厚合計値</u>の20%を<u>超えない</u>ものとする。ただし、<u>標準偏差が20%を超えた場合、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合は合格とする。</u> 4) 平均値、最小値、標準偏差 <u>【削除】</u>のうち1つでも不合格の<u>場合は</u>さらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は<u>最上層の塗料を塗増して、再検査しなければならない。</u> (7) <u>【省略】</u> 第5節 舗装工 12-5-1～12-2-2 <u>【省略】</u> 12-5-3 グースアスファルト舗装工 1～4 <u>【省略】</u> 5 受注者は、グースアスファルト舗装工の施工に<u>ついては</u>、舗装施工便覧の<u>規定による。</u> 6 接着剤の塗布に<u>当たっては</u>、以下の<u>各規定による。</u> (1) <u>【省略】</u> (2) 接着剤の規格は表12-5-1(1)及び12-5-1(2)を満足するものでなければならない。 表12-5-1(1) 接着剤の規格 (鋼床版用) <table><tr><th>項 目</th><th>規格値 ゴムアスファルト系</th><th>試 験 方 法</th></tr><tr><td>不揮発性 (%)</td><td>50以上</td><td>JIS K 6833-1, 2</td></tr><tr><td>粘度 (25℃) [Poise (Pa・s)]</td><td>5(0.5)以下</td><td>JIS K 6833-1, 2</td></tr><tr><td>指触乾燥時間 (分)</td><td>90以下</td><td>JIS K 5600</td></tr><tr><td>低温風曲げ試験 (-10℃, 3mm)</td><td>合格</td><td>JIS K 5600</td></tr><tr><td>基盤目試験 (点)</td><td>10</td><td>JIS K 5600</td></tr><tr><td>耐湿試験後の基盤目試験 (点)</td><td>8以上</td><td>JIS K <u>5600</u></td></tr><tr><td>塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)</td><td>8以上</td><td>JIS K <u>5600</u></td></tr></table> (注) 基盤目試験の判定点は(一財)日本塗装検査協会「塗膜の評価基準」の標準判定写真による。 表12-5-1(2) <u>【省略】</u> (3) 受注者は、火気を厳禁し、鋼床版面にハケ、ローラーバケ等を用いて、<u>0.3～0.4$\frac{\text{kg}}{\text{m}^2}$の割合で塗布</u>しなければならない。<u>塗布は鋼床版面にハケ、ローラーバケ等を用いて、0.15～0.2$\frac{\text{kg}}{\text{m}^2}$の割合で一層目を塗布し</u>、この層を約3時間乾燥させた後<u>に一層目の上に同じ要領によって二層目を塗布するものとする。</u> (4)～(5) <u>【省略】</u> 7 受注者は、夏期高温時に施工する<u>場合は</u>、以下の<u>規定による。</u>	項 目	規格値 ゴムアスファルト系	試 験 方 法	不揮発性 (%)	50以上	JIS K 6833-1, 2	粘度 (25℃) [Poise (Pa・s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833-1, 2	指触乾燥時間 (分)	90以下	JIS K 5600	低温風曲げ試験 (-10℃, 3mm)	合格	JIS K 5600	基盤目試験 (点)	10	JIS K 5600	耐湿試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K <u>5600</u>	塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K <u>5600</u>	3) 塗膜厚測定値 (5 <u>点</u>平均) の分布の標準偏差は、<u>目標塗膜厚(合計)</u>の20%を<u>超えない</u>ものとする。ただし、<u>平均値が標準塗膜厚以上の場合は合格とするものとする。</u> 4) 平均値、最小値、標準偏差<u>のそれぞれ3条件</u>のうち1つでも不合格の<u>場合には</u>、さらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は<u>塗増し、再検査するものとする。</u> (7) <u>【省略】</u> 第5節 舗装工 12-5-1～12-2-2 <u>【省略】</u> 12-5-3 グースアスファルト舗装工 1～4 <u>【省略】</u> 5 受注者は、グースアスファルト舗装工の施工に<u>当たり</u>、舗装施工便覧の<u>規定によらなければならない。</u> 6 接着剤の塗布に<u>当たり</u>、以下の<u>各規定によらなければならない。</u> (1) <u>【省略】</u> (2) 接着剤の規格は表12-5-1(1)及び12-5-1(2)を満足するものでなければならない。 表12-5-1(1) 接着剤の規格 (鋼床版用) <table><tr><th>項 目</th><th>規格値 ゴムアスファルト系</th><th>試 験 方 法</th></tr><tr><td>不揮発性 (%)</td><td>50以上</td><td>JIS K 6833-1, 2</td></tr><tr><td>粘度 (25℃) [Poise (Pa・s)]</td><td>5(0.5)以下</td><td>JIS K 6833-1, 2</td></tr><tr><td>指触乾燥時間 (分)</td><td>90以下</td><td>JIS K 5600</td></tr><tr><td>低温風曲げ試験 (-10℃, 3mm)</td><td>合格</td><td>JIS K 5600</td></tr><tr><td>基盤目試験 (点)</td><td>10</td><td>JIS K 5600</td></tr><tr><td>耐湿試験後の基盤目試験 (点)</td><td>8以上</td><td>JIS K <u>5664</u></td></tr><tr><td>塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)</td><td>8以上</td><td>JIS K <u>5664</u></td></tr></table> (注) 基盤目試験の判定点は(一財)日本塗装検査協会「塗膜の評価基準」の標準判定写真による。 表12-5-1(2) <u>【省略】</u> (3) 受注者は、火気を厳禁し、鋼床版面にハケ、ローラーバケ等を用いて、<u>接着剤を0.3～0.4$\frac{\text{kg}}{\text{m}^2}$の割合でむらのないよう</u>に一様に塗布しなければならない。<u>一層目は0.15～0.2$\frac{\text{kg}}{\text{m}^2}$を塗布し</u>、この層を約3時間乾燥させた後、<u>一層目の上に同じ要領によって二層目を塗布しなければならない。</u> (4)～(5) <u>【省略】</u> 7 受注者は、夏期高温時に施工する<u>場合</u>、以下の<u>規定によらなければならな</u>	項 目	規格値 ゴムアスファルト系	試 験 方 法	不揮発性 (%)	50以上	JIS K 6833-1, 2	粘度 (25℃) [Poise (Pa・s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833-1, 2	指触乾燥時間 (分)	90以下	JIS K 5600	低温風曲げ試験 (-10℃, 3mm)	合格	JIS K 5600	基盤目試験 (点)	10	JIS K 5600	耐湿試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K <u>5664</u>	塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K <u>5664</u>	字句修正 合格条件の改正 字句修正 字句修正 字句修正 合格条件の改正 字句修正 合格条件の改正 規格修正 規格修正 字句修正 字句修正
項 目	規格値 ゴムアスファルト系	試 験 方 法																																																
不揮発性 (%)	50以上	JIS K 6833-1, 2																																																
粘度 (25℃) [Poise (Pa・s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833-1, 2																																																
指触乾燥時間 (分)	90以下	JIS K 5600																																																
低温風曲げ試験 (-10℃, 3mm)	合格	JIS K 5600																																																
基盤目試験 (点)	10	JIS K 5600																																																
耐湿試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K <u>5600</u>																																																
塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K <u>5600</u>																																																
項 目	規格値 ゴムアスファルト系	試 験 方 法																																																
不揮発性 (%)	50以上	JIS K 6833-1, 2																																																
粘度 (25℃) [Poise (Pa・s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833-1, 2																																																
指触乾燥時間 (分)	90以下	JIS K 5600																																																
低温風曲げ試験 (-10℃, 3mm)	合格	JIS K 5600																																																
基盤目試験 (点)	10	JIS K 5600																																																
耐湿試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K <u>5664</u>																																																
塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K <u>5664</u>																																																

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考																																				
(1) <u>受注者は、夏期高温時に施工する場合には、</u>流動抵抗性が大きくなるように瀝青材料を選択しなければならない。 (2) 【省略】 8 受注者は、グースアスファルトの示方配合<u>は、</u>次の<u>規定による。</u> (1) 骨材の標準粒度範囲は表12-5-2に適合するものとする。 <table><tr><th>ふるい目の開き</th><th>通過質量百分率 <u>(%)</u></th></tr><tr><td>19.0mm</td><td>100</td></tr><tr><td>13.2mm</td><td>95～100</td></tr><tr><td>4.75mm</td><td>65～ 85</td></tr><tr><td>2.36mm</td><td>45～ 62</td></tr><tr><td>600 μ m</td><td>35～ 50</td></tr><tr><td>300 μ m</td><td>28～ 42</td></tr><tr><td>150 μ m</td><td>25～ 34</td></tr><tr><td>75 μ m</td><td>20～ 27</td></tr></table> (2) <u>標準アスファルト量</u>の規格は表12-5-3に適合するものとする。 表12-5-3<u>標準アスファルト量</u> 【省略】 (3) <u>受注者は、</u>グースアスファルトの粒度及びアスファルト量の決定に<u>当たっては</u>配合設計を行い、<u>設計図書に関して</u>監督員の承諾を<u>得なければならない。</u> 9 <u>【削除】</u>設計アスファルト量の決定について<u>は、</u>次の<u>規定による。</u> (1) 示方配合された<u>アスファルトプラントにおける</u>グースアスファルト混合物は表12-5-4の基準値を満足するものでなければならない。 表12-5-4 <u>アスファルトプラントにおける</u>グースアスファルトの基準値 (2) グースアスファルトの混合物の流動性については同一温度で同一のリュエル流動性であっても施工方法や敷きならし機械の質量等により現場での施工法に差が出るので、<u>受注者は、</u>配合設計時にこれらの条件を把握するとともに過去の実績等を参考にして、最も適した値を設定しなければならない。 (3) <u>受注者は、</u>試験の結果から基準値を満足するアスファルト量が<u>まとまらない場合には、</u>骨材の配合等を変更し、再試験を行わなければならない。 (4) <u>受注者は、</u>配合を決定したときには、設計図書に示す品質が得られることを確認し、確認のための資料を整備、保管し監督員の請求があった場合は<u>は速やかに提示しなければならない。</u> (5) 【省略】 10 現場配合については、<u>受注者は、</u>舗設に先立って本章12－5－3 グースアスファルト 舗装工 9（4）で決定した配合の混合物を実際に使用する混合	ふるい目の開き	通過質量百分率 <u>(%)</u>	19.0mm	100	13.2mm	95～100	4.75mm	65～ 85	2.36mm	45～ 62	600 μ m	35～ 50	300 μ m	28～ 42	150 μ m	25～ 34	75 μ m	20～ 27	<u>い。</u> (1) <u>【追加】</u>流動抵抗性が大きくなるように瀝青材料を選択しなければならない。 (2) 【省略】 8 受注者は、グースアスファルトの示方配合<u>を、</u>次の<u>規定によるものとする。</u> (1) 骨材の標準粒度範囲は表12-5-2に適合するものとする。 <table><tr><th>ふるい目の開き</th><th>通過質量百分率 <u>【追加】</u></th></tr><tr><td>19.0mm</td><td>100</td></tr><tr><td>13.2mm</td><td>95～100</td></tr><tr><td>4.75mm</td><td>65～ 85</td></tr><tr><td>2.36mm</td><td>45～ 62</td></tr><tr><td>600 μ m</td><td>35～ 50</td></tr><tr><td>300 μ m</td><td>28～ 42</td></tr><tr><td>150 μ m</td><td>25～ 34</td></tr><tr><td>75 μ m</td><td>20～ 27</td></tr></table> (2) <u>アスファルトの標準混合量</u>の規格は表12-5-3に適合するものとする。 表12-5-3 <u>アスファルトの標準混合量</u> 【省略】 (3) <u>【追加】</u>グースアスファルトの粒度及びアスファルト量の決定に<u>当たり、</u>配合設計を行い、監督員の承諾を<u>得るものとする。</u> 9 <u>受注者は、</u>設計アスファルト量の決定について <u>【追加】、</u>次の<u>規定によらなければならない。</u> (1) 示方配合された <u>【追加】</u>グースアスファルト混合物は表12-5-4の基準値を満足するものでなければならない。 表12-5-4 <u>【追加】</u>グースアスファルトの基準値 (2) グースアスファルトの混合物の流動性については同一温度で同一のリュエル流動性であっても施工方法や敷きならし機械の質量等により現場での施工法に差が出るので、<u>【追加】</u>配合設計時にこれらの条件を把握するとともに過去の実績等を参考にして、最も適した値を設定しなければならない。 (3) <u>【追加】</u>試験の結果から基準値を満足するアスファルト量が<u>決定しない場合には、</u>骨材の配合等を変更し、再試験を行わなければならない。 (4) <u>【追加】</u>配合を決定したときには、設計図書に示す品質が得られることを確認し、確認のための資料を整備、保管し監督員の請求があった場合、<u>直ちに提示するとともに工事完成時に提出しなければならない。</u> (5) 【省略】 10 現場配合については、<u>【追加】</u>舗設に先立って本章12－5－3 グースアスファルト 舗装工 9（4）で決定した配合の混合物を実際に使用する混合所	ふるい目の開き	通過質量百分率 <u>【追加】</u>	19.0mm	100	13.2mm	95～100	4.75mm	65～ 85	2.36mm	45～ 62	600 μ m	35～ 50	300 μ m	28～ 42	150 μ m	25～ 34	75 μ m	20～ 27	字句追記 字句修正 字句追記 字句修正 字句修正 字句追記 字句追記 字句追記 字句修正 字句追記 字句修正 字句追記
ふるい目の開き	通過質量百分率 <u>(%)</u>																																					
19.0mm	100																																					
13.2mm	95～100																																					
4.75mm	65～ 85																																					
2.36mm	45～ 62																																					
600 μ m	35～ 50																																					
300 μ m	28～ 42																																					
150 μ m	25～ 34																																					
75 μ m	20～ 27																																					
ふるい目の開き	通過質量百分率 <u>【追加】</u>																																					
19.0mm	100																																					
13.2mm	95～100																																					
4.75mm	65～ 85																																					
2.36mm	45～ 62																																					
600 μ m	35～ 50																																					
300 μ m	28～ 42																																					
150 μ m	25～ 34																																					
75 μ m	20～ 27																																					

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
所で製造し、その混合物で流動性試験、貫入量試験等を行わなければならない。ただし、基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行わなければならない。 11 受注者は、混合物の製造に<u>当たっては</u>、次の<u>規定による</u>。 (1) <u>アスファルトプラントにおける</u>グースアスファルトの標準加熱温度は表12-5-5を満足するものとする。 表12-5-5 <u>アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの</u> 標準加熱温度 【省略】 (2) 【省略】 12 <u>敷均しの施工に当たっては</u>、次の<u>規定による</u>。 (1) <u>受注者は</u>、グースアスファルトフィニッシャまたは人力により敷均ししなければならない。 (2) 【省略】。 (3) <u>受注者は</u>、<u>表面が湿っていない</u>ときに混合物を敷ならすものとする。作業中雨が降り出した場合には、直ちに作業を中止しなければならない。 (4) <u>受注者は</u>、<u>グースアスファルトの舗設作業を</u>監督員が承諾した場合<u>を</u>除き、気温が5℃以上のときに施工しなければならない。 13 <u>目地工の施工に当たっては</u>、次の<u>規定による</u>。 (1) <u>受注者は</u>、横及び縦継目を加熱し密着させ、平坦に仕上げなければならない。 (2) <u>受注者は</u>、雨水等の浸入を防止するために、<u>標準作業がとれる場合には</u>、<u>構造物との接触部に成型目地材を用い</u>、<u>局部的な箇所等小規模の場合には</u>、<u>構造物との接触部に注入目地材を用い</u>なければならない。 (3) ～ (4) 【省略】 <u>(5) 注入目地材の溶解は</u>、<u>間接加熱によらなければならない</u>。 (<u>6</u>) 注入目地材は、高温で長時間加熱すると変質し劣化する傾向あるから、<u>受注者は</u>、できるだけ短時間内で指定された温度に溶解し、使用しなければならない。 なお、溶解は、間接加熱によらなければならない。 (<u>7</u>) 受注者は、目地内部、構造物側面、成型目地に対してはプライマーを塗布しなければならない。 <u>【削除】</u> (<u>8</u>) <u>プライマーの使用量は</u>、<u>目地内部に対しては0.3ℓ/㎡、構造物側面に対しては0.2ℓ/㎡、成型目地材面に対しては0.3ℓ/㎡とする。</u> 12－5－4 【 省 略 】	で製造し、その混合物で流動性試験、貫入量試験等を行わなければならない。ただし、基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行わなければならない。 11 受注者は、混合物の製造に<u>当たり</u>、次の<u>規定によらなければならない</u>。 (1) <u>【追加】</u>グースアスファルトの標準加熱温度は表12-5-5を満足するものとする。 表12-5-5 <u>【追加】</u>標準加熱温度 【省略】 (2) 【省略】 12 <u>受注者は</u>、<u>敷均しの施工に当たり</u>、次の<u>規定によらなければならない</u>。 (1) <u>【追加】</u>グースアスファルトフィニッシャまたは人力により敷均ししなければならない。 (2) 【省略】。 (3) <u>橋面が乾燥している</u>ときに混合物を敷ならすものとする。作業中雨が降り出した場合には、直ちに作業を中止しなければならない。 (4) <u>【追加】</u>監督員が承諾した場合<u>の</u>除き、気温が5℃以上のときに施工しなければならない。 13 <u>受注者は</u>、<u>目地工の施工に当たり</u>、次の<u>規定によらなければならない</u>。 (1) <u>【追加】</u>横及び縦継目を加熱し密着させ、平坦に仕上げなければならない。 (2) <u>【追加】</u>雨水等の浸入を防止するために、<u>成型目地材若しくは</u>、<u>注入目地材を用い</u>なければならない。 (3) ～ (4) 【省略】 <u>(5) 【追加】</u> (<u>5</u>) 注入目地材は、高温で長時間加熱すると変質し劣化する傾向あるから、<u>【追加】</u>できるだけ短時間内で指定された温度に溶解し、使用しなければならない。 なお、溶解は、間接加熱によらなければならない。 (<u>6</u>) 受注者は、目地内部、構造物側面、成型目地に対してはプライマーを塗布しなければならない。<u>なお、プライマーの使用量は</u>、<u>目地内部に対して0.3ℓ/㎡、構造物側面に対して0.2ℓ/㎡、成型目地材面に対して0.3ℓ/㎡とする。</u> <u>【追加】</u> 12－5－4 【 省 略 】	字句修正 字句追記 字句追記 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 項目の追加 字句修正 記載方法の修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
第6節 【 省 略 】	第6節 【 省 略 】	
第13章 橋梁下部工事	第13章 橋梁下部工事	
第1節 【省略】	第1節 【省略】	
第2節 一般事項	第2節 一般事項	
13－2－1 適用すべき諸基準	13－2－1 適用すべき諸基準	
1 適用すべき諸基準については、第2編1－2－1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。	1 適用すべき諸基準については、第2編1－2－1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。	基準の修正
【削除】	<u>（1）道路橋示方書・同解説（V耐震設計編）（社）日本道路協会</u>	
（1）道路橋支承便覧（社）日本道路協会	（2）道路橋支承便覧（社）日本道路協会	
（2）道路橋補修便覧（社）日本道路協会	（3）道路橋補修便覧（社）日本道路協会	
（3）杭基礎設計便覧（社）日本道路協会	（4）杭基礎設計便覧（社）日本道路協会	
（4）鋼管矢板基礎設計施工便覧（社）日本道路協会	（5）鋼管矢板基礎設計施工便覧（社）日本道路協会	
2 【省略】	2 【省略】	
第3節 【省略】	第3節 【省略】	
第4節 橋台工	第4節 橋台工	
13－4－1～13－4－3 【省略】	13－4－1～13－4－3 【省略】	
13－4－4 躯体工	13－4－4 躯体工	
1～5 【省略】	1～5 【省略】	
6 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合、 <u>防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。なお、施工方法に関しては監督員の承諾を得なければならない。</u>	6 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合、 <u>防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。これ以外の施工方法による場合は、監督員の承諾を得るものとする。</u>	字句修正
7 受注者は、支承部の箱抜き施工に <u>ついては</u> 、道路橋支承便覧の <u>規定によ</u> <u>る</u> 。これ以外の施工方法による場合は、 <u>設計図書に関して</u> 監督員の承諾を <u>得</u>	7 受注者は、支承部の箱抜き施工に <u>ついて</u> 、道路橋支承便覧の <u>規定によら</u> <u>なければならない</u> 。これ以外の施工方法による場合は、 <u>【追加】</u> 監督員の承	字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
<u>なければならない。</u> 8 【省略】 9 受注者は、支承部を箱抜きにした状態で工事を完了する<u>場合は</u>、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げしなければならない。<u>ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合やこれ以外による場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</u> 10～13 【省略】 14 受注者は、有孔管の施工について、溝の底を突き固めた後、有孔管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。<u>有孔管及び</u>フィルター材の種類、規格については、<u>設計図書によらなければならない。</u> 第5節～第7節 【省略】 第14章 頭首工工事 第1節 【 省 略 】 第2節 一般事項 14－2－1 適用すべき諸基準 適用すべき諸基準については、第2編1－2－1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。 (1)～(3) 【省略】 <u>(4) 仮締切堤設置基準（案）</u> 国土交通省 <u>(5) プレストレストコンクリート工法設計施工指針</u> （公社）土木学会 14－2－2 一般事項 1 受注者は、頭首工の施工に<u>おける</u>、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造について<u>は設計図書に基づき施工</u>しなければならない。 2 【省略】 14－2－3 【省略】	諾を<u>得るものとする。</u> 8 【省略】 9 受注者は、支承部を箱抜きにした状態で工事を完了する<u>場合</u>、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げしなければならない。<u>これ以外の施工方法による場合は、監督員と協議しなければならない。ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合は、この限りではない。</u> 10～13 【省略】 14 受注者は、有孔管の施工について、溝の底を突き固めた後、有孔管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。<u>なお、有孔管及び</u>フィルター材の種類、規格については、<u>設計図書によるものとする。</u> 第5節～第7節 【省略】 第14章 頭首工工事 第1節 【 省 略 】 第2節 一般事項 14－2－1 適用すべき諸基準 適用すべき諸基準については、第2編1－2－1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。 (1)～(3) 【省略】 <u>【追加】</u> <u>【追加】</u> 14－2－2 一般事項 1 受注者は、頭首工の施工に<u>において</u>、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造について、<u>施工計画書に記載</u>しなければならない。 2 【省略】 14－2－3 【省略】	字句修正 字句修正 字句修正 基準の追記 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
第3節 【省略】	第3節 【省略】	
第4節 可動堰本体工	第4節 可動堰本体工	
14－4－1～14－4－6 【省略】	14－4－1～14－4－6 【省略】	
14－4－7 床版（堰体）工	14－4－7 床版（堰体）工	
1 受注者は、床版工の施工に <u>当たっては</u> 、床付地盤と <u>敷均しコンクリート</u> 、本体コンクリート、止水矢板との水密性を確保しなければならない。	1 受注者は、床版工の施工に <u>当たり</u> 、床付地盤と <u>均しコンクリート</u> 、本体コンクリート、止水矢板との水密性を確保しなければならない。	字句修正
2 受注者は、コンクリート打設に <u>当たっては</u> 、床版工1ブロックを打継目なく連続して施工しなければならない。なお、コンクリートの打設方法は、層打ちとしなければならない。	2 受注者は、コンクリート打設に <u>当たり</u> 、床版工1ブロックを打継目なく連続して施工しなければならない。なお、コンクリートの打設方法は、層打ちとしなければならない。	字句修正
3 受注者は、 <u>埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打込みは</u> 、本体コンクリートと同時施工しなければならない。その場合、 <u>埋設鋼構造物</u> がコンクリート打込み圧、偏荷重、浮力、その他の荷重によって移動しないように据付架台、支保工その他の据付材で固定するほか、コンクリートが充填しやすいように形鋼等の組合せ部に空気溜りが生じないようにしなければならない。	3 受注者は、 <u>鋼構造物を埋設する場合</u> 、本体コンクリートと同時施工しなければならない。その場合、 <u>鋼構造物</u> がコンクリート打込み圧、偏荷重、浮力、その他の荷重によって移動しないように据付架台、支保工その他の据付材で固定するほか、コンクリートが充填しやすいように形鋼等の組合せ部に空気溜りが生じないようにしなければならない。	字句修正
なお、同時施工が困難な場合は、 <u>設計図書に関して</u> 監督員と協議し箱抜き工法（二次コンクリート）とすることができる。その場合、 <u>本体（一次）コンクリート</u> と二次コンクリートの付着を確保するため、原則としてチップング等の接合面の処理を行い、水密性を確保しなければならない。	なお、同時施工が困難な場合は、 <u>【追加】</u> 監督員と協議し箱抜き工法（二次コンクリート）とすることができる。その場合、 <u>本体コンクリート</u> と二次コンクリートの付着を確保するため、原則としてチップング等の接合面の処理を行い、水密性を確保しなければならない。	字句追記 字句修正
4 受注者は、 <u>埋設鋼構造物周辺のコンクリートは</u> 、所定の強度、付着性、水密性を有するとともにワーカビリティに富んだものとし、適切な施工方法で打込み、 <u>締固めをしなければならない</u> 。	4 受注者は、 <u>鋼構造物を埋設する場合について</u> 、所定の強度、付着性、水密性を有するとともにワーカビリティに富んだものとし、適切な施工方法で打込み、 <u>締固めなければならない</u> 。	字句修正
5 埋設される鋼構造物が関連工事で施工される <u>場合については、第1編 1－1－17 受注者相互の協力の規定によるものとする</u> 。	5 埋設される鋼構造物が関連工事で施工される <u>場合、施工範囲は設計図書に示すとおりとするが、相互に協力しなければならない</u> 。	字句修正 字句修正
14－4－8 堰柱工	14－4－8 堰柱工	
1 【省略】	1 【省略】	
2 受注者は、コンクリート打設に <u>当たっては</u> 、原則として堰柱工1ブロックを打 継目なく連続して施工しなければならない。	2 受注者は、コンクリート打設に <u>当たり</u> 、原則として堰柱工1ブロックを打継目なく連続して施工しなければならない。	字句修正
3 <u>埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打込みについては</u> 、本章14－4－7床版（堰体）工3及び4 の規定によるものとする。	3 <u>堰柱に鋼構造物を埋設する場合</u> 、本章14－4－7床版（堰体）工3及び4 の規定によるものとする。	字句修正
14－4－9 門柱工	14－4－9 門柱工	
<u>埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打込みについては</u> 、本章14－4－7床版（堰体）工3及び4の規定によるものとする。	<u>門柱に鋼構造物を埋設する場合</u> 、本章14－4－7床版（堰体）工3及び4の規定によるものとする。	字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
14－4－10 ゲート操作台工 1 受注者は、コンクリート打設に<u>当たっては</u>、操作台1ブロックを打ち継目なく連続して施工しなければならない。 2 受注者は、操作台開孔部の施工について、設計図書に従い<u>補強しなければならない</u>。 14－4－11 水叩（エプロン）工 1 受注者は、水叩工の施工に<u>当たっては</u>、床付地盤と均しコンクリート、本体コンクリート及び止水矢板との水密性を確保しなければならない。 2 受注者は、コンクリート打設に<u>当たっては</u>、水叩工1ブロックを打ち継目なく連続して施工しなければならない。 14－4－12～14－4－13 【省略】 14－4－14 取付擁壁工 受注者は、取付擁壁の施工時期に<u>ついては</u>、仮締切工の切替時期等を考慮した工程としなければならない。 第5節 固定堰本体工 14－5－1～14－5－6 【省略】 14－5－7 堰体工 1 受注者は、<u>床版部の施工に当たっては</u>、床付地盤と<u>敷均しコンクリート</u>、本体コンクリート、止水矢板との水密性を確保しなければならない。 2 <u>仮締切の施工手順によって</u>、本体コンクリートを打継ぐ場合の施工については、第2編1－7－12継目の規定によるものとする。 14－5－8～14－5－9 【省略】 第6節 【省略】 第7節 魚道工 14－7－1 【省略】	14－4－10 ゲート操作台工 1 受注者は、コンクリート打設に<u>当たり</u>、操作台1ブロックを打ち継目なく連続して施工しなければならない。 2 受注者は、操作台開孔部の施工について、設計図書に従い<u>補強筋を設置しなければならない</u>。 14－4－11 水叩（エプロン）工 1 受注者は、水叩工の施工に<u>当たり</u>、床付地盤と均しコンクリート、本体コンクリート及び止水矢板との水密性を確保しなければならない。 2 受注者は、コンクリート打設に<u>当たり</u>、水叩工1ブロックを打ち継目なく連続して施工しなければならない。 14－4－12～14－4－13 【省略】 14－4－14 取付擁壁工 受注者は、取付擁壁の施工時期に<u>ついて</u>、仮締切工の切替時期等を考慮した工程としなければならない。 第5節 固定堰本体工 14－5－1～14－5－6 【省略】 14－5－7 堰体工 1 受注者は、<u>堰体の施工に当たり</u>、床付地盤と<u>均しコンクリート</u>、本体コンクリート、止水矢板との水密性を確保しなければならない。 2 <u>受注者は、仮締切の施工手順によって</u>、本体コンクリートを打継ぐ場合の施工については、第2編1－7－12継目の規定によるものとする。 14－5－8～14－5－9 【省略】 第6節 【省略】 第7節 魚道工 14－7－1 【省略】	字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

- 33 -

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

- 34 -

新 旧 对 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
(6) 定着具及び接続具の使用については、 <u>第2編 14-9-1 一般事項3の規定によるものとする。</u>	(6) 定着具及び接続具の使用については、 <u>定着または接続されたP C鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破壊することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。</u>	規定について修正
(7) 定着具の支圧面をP C鋼材と垂直になるように配慮しなければならない。また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さび <u>や</u> 損傷を受けたりしないように <u>保護しなければならない</u> 。なお、ねじは、 <u>第2編 14-9-1 一般事項4の規定によるものとする。</u>	(7) 定着具の支圧面をP C鋼材と垂直になるように配慮しなければならない。また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さび <u>たり</u> 、損傷を受けたりしないように <u>保護するものとする</u> 。なお、ねじは、 <u>JIS B 0205（一般メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</u>	字句修正
3～4 【省略】	3～4 【省略】	
5 受注者は、主桁の仮置きを行う場合、仮置きした主桁に、 <u>過大な応力が生じないように支持するとともに</u> 、横倒防止処置を行わなければならない。	5 受注者は、主桁の仮置きを行う場合、仮置きした主桁に、 <u>【追加】横倒防止処置を行わなければならない。</u>	字句追記
6 受注者は、主桁製作設備の施工 <u>については</u> 、次の <u>規定によるものとする。</u>	6 受注者は、主桁製作設備の施工 <u>について</u> 、次の <u>規定によらなければならない</u> 。 <u>い。</u>	字句修正
(1) ～ (2) 【省略】	(1) ～ (2) 【省略】	
14-9-4 【省略】	14-9-4 【省略】	
14-9-5 プレキャストブロック桁組立工	14-9-5 プレキャストブロック桁組立工	
1 【省略】	1 【省略】	
2 <u>ブロック組立ての施工については</u> 、次の <u>規定によるものとする。</u>	2 <u>受注者は、ブロック組立ての施工については</u> 、次の <u>規定によらなければならない。</u>	字句修正
(1) 【省略】	(1) 【省略】	
(2) プレキャストブロックの接合面は、緩んだ骨材粒、品質の悪いコンクリート、レイタンス、ごみ、油等を <u>取り除かなければならない</u> 。	(2) プレキャストブロックの接合面は、緩んだ骨材粒、品質の悪いコンクリート、レイタンス、ごみ、油等を <u>取り除くものとする。</u>	字句修正
(3) プレキャストブロックの連結に <u>当たっては</u> 、設計図書に示す品質が得られるように <u>施工しなければならない</u> 。	(3) プレキャストブロックの連結に <u>当たり</u> 、設計図書に示す品質が得られるように <u>施工するものとする。</u>	字句修正 字句修正
(4) プレキャストブロックを連結する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレッシング中に、くい違いやねじれが <u>生じないようにしなければならない</u> 。	(4) プレキャストブロックを連結する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレッシング中に、くい違いやねじれが <u>生じないようにするものとする。</u>	字句修正
3 <u>P Cケーブル及びP C緊張の施工については</u> 、本章14-9-3 ポストテンションT（I）桁製作工2及び3の規定によるものとする。	3 <u>受注者は、P Cケーブル及びP C緊張の施工について</u> 、本章14-9-3 ポストテンションT（I）桁製作工2及び3の規定によるものとする。	字句修正
4 <u>グラウトの施工については</u> 、次の <u>規定によるものとする。</u>	4 <u>受注者は、グラウトの施工について</u> 、次の <u>規定によらなければならない</u> 。	字句修正
(1) 接着剤の硬化を確認した後にグラウトを <u>行わなければならない</u> 。	(1) 接着剤の硬化を確認した後にグラウトを <u>行うものとする</u> 。	
(2) 【省略】	(2) 【省略】	
14-9-6 P Cホロースラブ製作工	14-9-6 P Cホロースラブ製作工	
1 受注者は、円筒型枠の施工について、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり <u>防止装置について、その内容を施工計画書に記載し、設置</u>	1 受注者は、円筒型枠の施工について、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり <u>防止処置を講じなければならない。</u>	施工計画書への記載について追

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
<u>しなければならない。</u> 2～4 【省略】 5 請負者は、主ケーブルに片引きによるP C固定及びP C継手がある<u>場合は、</u>プレストレストコンクリート工法設計施工指針（（公社）土木学会）<u>の規定により</u>施工しなければならない。 6 【省略】 14－9－7 P C箱桁製作工 1 <u>移動型枠の施工については</u>、本章14－9－6 P Cホロースラブ製作工の規定によるものとする。 2 <u>コンクリート、P Cケーブル、P C緊張の施工については</u>、本章14－9－3 ポストテンションT（I）桁製作工1から3の規定によるものとする。 3 <u>P C固定、P C継手の施工については</u>、本章14－9－6 P Cホロースラブ製作工の規定によるものとする。 4 <u>横締め鋼材、横締め緊張、鉛直締め鋼材、鉛直締め緊張、グラウト等がある場合の施工については</u>、本章14－9－3 ポストテンションT（I）桁製作工の規定によるものとする。 14－9－8 クレーン架設工 <u>プレキャスト桁の架設については、第2編 12－3－1 架設工1の規定によるものとする。</u> 14－9－9 架設桁架設工 <u>架設桁架設については第2編 12－3－1 架設工2の規定によるものとする。</u> 14－9－10 架設支保工（固定） 支保工及び支保工基礎の施工については、第2編<u>1－8－3</u>支保の規定によるものとする。 14－9－11 【省略】	2～4 【省略】 5 請負者は、主ケーブルに片引きによるP C固定及びP C継手がある<u>場合、</u>プレストレストコンクリート工法設計施工指針（（公社）土木学会）<u>により</u>施工しなければならない。 6 【省略】 14－9－7 P C箱桁製作工 1 <u>受注者は、移動型枠の施工について</u>、本章14－9－6 P Cホロースラブ製作工の規定によるものとする。 2 <u>受注者は、コンクリート、P Cケーブル、P C緊張の施工について</u>、本章14－9－3 ポストテンションT（I）桁製作工1から3の規定によるものとする。 3 <u>受注者は、P C固定、P C継手の施工については</u>、本章14－9－6 P Cホロースラブ製作工の規定によるものとする。 4 <u>受注者は、横締め鋼材、横締め緊張、鉛直締め鋼材、鉛直締め緊張、グラウト等がある場合の施工について</u>、本章14－9－3 ポストテンションT（I）桁製作工の規定によるものとする。 14－9－8 クレーン架設工 <u>受注者は、プレキャスト桁の架設について、架設した主桁に、横倒れ防止の処置を行わなければならない。</u> 14－9－9 架設桁架設工 1 <u>受注者は、既架設桁を使用して、プレキャスト桁を架設する場合は、既架設桁の安全性について検討しなければならない。</u> 2 <u>受注者は、架設計画書に基づいた架設機材を用いて、安全に施工しなければならない。</u> 3 <u>プレキャスト桁の架設については、本章14－9－8 クレーン架設工の規定によるものとする。</u> 14－9－10 架設支保工（固定） 支保工及び支保工基礎の施工については、第2編<u>第1章第8節型枠及び支保</u>の規定によるものとする。 14－9－11 【省略】	記 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 規定について修正 規定について修正 規定について修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
14－9－12 支承工 支承工の施工については、第2編 12－3－3 支承工の規定によるものとする。 第15章 機場下部工事 第1節～第3節 【省略】 第4節 15－4－1 作業土工 1 【省略】 2 受注者は、<u>基礎下面の土質が設計図書と異なる場合には、設計図書に関して</u>監督員と協議しなければならない。 15－4－2～15－4－6 【省略】 第5節 【省略】 第16章 地すべり防止工事 第1節 【省略】 第2節 一般事項 16－2－1 適用すべき諸基準 適用すべき諸基準については、第2編 1－2－1 適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。 (1) 【省略】 (2) <u>P C フレーム工法設計・施工の手引き</u> P C フレーム協会	14－9－12 支承工 <u>受注者は、支承工の施工について、道路橋支承便覧（（公社）日本道路協会）の規定によらなければならない。</u> 第15章 機場下部工事 第1節～第3節 【省略】 第4節 15－4－1 作業土工 1 【省略】 2 受注者は、<u>地盤反力が設計図書に示す数値を下回る場合、その処理について</u>監督員と協議しなければならない。 15－4－2～15－4－6 【省略】 第5節 【省略】 第16章 地すべり防止工事 第1節 【省略】 第2節 一般事項 16－2－1 適用すべき諸基準 適用すべき諸基準については、第2編 1－2－1 適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。 (1) 【省略】 (2) <u>P C フレームアンカー工法設計・施工の手引き</u> P C フレーム協会	規定について修正 字句修正 基準の修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
(3)～(4) 【省略】 <u>(5) 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例</u> (一社) 全国治水砂防協会 16－2－2 一般事項 1 【省略】 2 受注者は、集水井の施工に<u>当たっては</u>、常に<u>観測（監視）計画等にて</u>地すべりの状況を把握するとともに、掘削中の地質構造、湧水等を詳細に記録して、<u>異常（数値の変化等）が確認された場合は速やかに</u>監督員に報告しなければならない。 3 【省略】 第3節～第5節 【省略】 第6節 水抜きボーリング工 16－6－1 水抜きボーリング工 1～2 【省略】 3 <u>保孔管は、削孔全長に挿入するものとし、設計図書で指定する場合を除き、硬質塩化ビニル管とするものとする。</u> <u>4 保孔管のストレーナー加工は、設計図書による。</u> <u>5 受注者は、せん孔完了後、各箇所ごとに、せん孔</u>地点の脇に、番号、完了年月日、孔径、延長、施工業者名を記入した<u>標示板</u>を立てなければならない。 16－6－2 【省略】 第7節 集水井設置工 16－7－1 【省略】 16－7－2 集水井工 1 受注者は、集水井の掘削が予定深度まで<u>掘削しない前に多量の湧水があった場合、又は</u>予定深度まで掘削した後においても湧水がない<u>場合には</u>、速やかに監督員に報告し、<u>設計図書に関して</u>指示を<u>受けなければならない。</u> 2 受注者は、集水井の<u>設置位置及び深度</u>について、現地状況により設計図書に<u>定めた設置位置及び深度に支障がある場合は、設計図書に関して</u>監督員と協議しなければならない。 16－7－3～16－7－4 【省略】	(3)～(4) 【省略】 <u>【追加】</u> 16－2－2 一般事項 1 【省略】 2 受注者は、集水井の施工に<u>当たり</u>、常に<u>移動計測等により</u>地すべりの状況を把握するとともに、掘削中の地質構造、湧水等を詳細に記録して、<u>定期的かつ必要がある場合に</u>監督員に報告しなければならない。 3 【省略】 第3節～第5節 【省略】 第6節 水抜きボーリング工 16－6－1 水抜きボーリング工 1～2 【省略】 3 <u>受注者は、保孔管を削孔全長に挿入するものとする。</u> <u>なお、設計図書で指定する場合を除き、硬質塩化ビニル管を使用するものとし、保孔管のストレーナー加工は、設計図書によるものとする。</u> <u>【追加】</u> <u>4 受注者は、各箇所の削孔完了後、削孔</u>地点の脇に、番号、完了年月日、孔径、延長、施工業者名を記入した<u>表示板</u>を立てなければならない。 16－6－2 【省略】 第7節 集水井設置工 16－7－1 【省略】 16－7－2 集水井工 1 受注者は、集水井の掘削が予定深度まで<u>達しない前に湧水があった場合、または</u>予定深度まで掘削した後においても湧水がない<u>場合</u>、速やかに監督員に報告し、<u>【追加】</u>指示を<u>受けるものとする。</u> 2 受注者は、集水井の<u>施工</u>について、現地状況により設計図書に<u>示す設置位置及び深度とすることが困難な場合、</u>監督員と協議しなければならない。 16－7－3～16－7－4 【省略】	字句修正 表記修正 字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
第8節 抑止杭工 16－8－1 【省略】 16－8－2 抑止杭工 1 【省略】 2 受注者は、杭建込みのための削孔に<u>当たっては</u>、地形図、土質柱状図等を<u>検討して</u>、地山のかく乱、地すべり等の誘発をさけるように施工しなければならない。 3 受注者は、杭建込みのための<u>削孔作業においては</u>、排出土及び削孔時間等から<u>地質の状況を記録し、基岩または固定地盤面の深度を確認のうえ</u>施工しなければならない。 4 既製杭による施工 (1)～(2) 【省略】 (3) 受注者は、<u>杭の建込みに当たっては、各削孔完了後に直ちに挿入しなければならない。</u> (4) 受注者は、既製杭の施工に<u>当たっては、掘進用刃先、拡孔錘等の数を十分用意し、地質の変化等にも直ちに即応できるように</u>配慮しておかなければならない。 5 【省略】 6 シャフト工（深礎工）による施工 (1) 受注者は、仮巻コンクリートの施工を行う<u>場合は、予備掘削を行いコンクリートは</u>ライナープレートと隙間なく打設しなければならない。 (2) 【省略】 (3) 受注者は、掘削孔の全長にわたって<u>土留工</u>を行い、かつ撤去してはならない。これにより難い場合は、<u>設計図書に関して</u>監督員と協議しなければならない。<u>また、土留材は脱落、変形及び緩みのないよう組立てなければならない。</u> なお、掘削完了後、支持地盤の地質が水を含んで軟化するおそれがある場合には、速やかに孔底をコンクリートで<u>覆わなければならない。</u> (4) 【省略】 (5) 受注者は、孔底が設計図書に示す支持地盤に達したことを、掘削深度、掘削土砂、地質柱状図等により確認し、その資料を整備<u>及び</u>保管し、監督員の請求があった場合は、<u>速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ</u>提出しなければならない。 (6) 【省略】 (7) 受注者は、<u>軸方向鉄筋の継手は機械式継手とし、せん断補強鉄筋は重ね継手または機械式継手とする。</u>これにより難い場合は、監督員の承諾を<u>得</u>	第8節 抑止杭工 16－8－1 【省略】 16－8－2 抑止杭工 1 【省略】 2 受注者は、杭建込みのための削孔に<u>当たり</u>、地形図、土質柱状図等を<u>把握し</u>、地山のかく乱、地すべり等の誘発をさけるように施工しなければならない。 3 受注者は、杭建込みのための<u>削孔作業において</u>、排出土及び削孔時間等から<u>地質の状況、基岩または固定地盤面の深度を記録しながら</u>施工しなければならない。 4 既製杭による施工 (1)～(2) 【省略】 (3) 受注者は、<u>削孔完了後、直ちに杭を建込まなければならない。</u> (4) 受注者は、既製杭の施工に<u>当たり、地質の変化等に即応できるよう掘進用刃先、拡孔錘等の種類等に</u>配慮しておかなければならない。 5 【省略】 6 シャフト工（深礎工）による施工 (1) 受注者は、仮巻コンクリートの施工を行う<u>場合、事前掘削を行い、コンクリートを</u>ライナープレートと隙間なく打設しなければならない。 (2) 【省略】 (3) 受注者は、掘削孔の全長にわたって<u>土留工（ライナープレート）</u>を行い、かつ撤去してはならない。これにより難い場合は、<u>【追加】</u>監督員と協議しなければならない。 なお、掘削完了後、支持地盤の地質が水を含んで軟化するおそれがある場合には、速やかに孔底をコンクリートで<u>覆うものとする。</u> (4) 【省略】 (5) 受注者は、孔底が設計図書に示す支持地盤に達したことを、掘削深度、掘削土砂、地質柱状図等により確認し、その資料を整備<u>、</u>保管し、監督員の請求があった場合は、<u>遅滞なく提示するとともに、工事完成時に</u>提出しなければならない。 (6) 【省略】 (7) 受注者は、<u>鉄筋の継手を重ね継手とする。</u>これにより難い場合は、監督員の承諾を<u>得るものとする。</u>	字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 土留材について追記 字句修正 字句修正 継手に関して修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
<u>なければならない。</u> (8) 受注者は、<u>深礎工において鉄筋を組み立てる場合は、適切な仮設計画のもと所定の位置に堅固に組み立てるとともに、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。ただし、鉄筋の組立てにおいては、組立て上の形状保持等のための溶接を構造設計上考慮する鉄筋に対して行ってはならない。</u> (9) 受注者は、土留材と地山との間に生じた空隙部に、全長にわたって裏込注入を行わなければならない。<u>なお、裏込注入材料が設計図書に示されていない場合には、監督員の承諾を得なければならない。</u> (10) <u>裏込注入圧力</u>は、低圧（0.1N/mm2程度）とするが、これにより難い場合は、<u>施工に先立って</u>監督員の承諾を<u>得なければならない。</u> (11) 受注者は、グラウトの注入<u>方法については</u>、施工計画書に記載し、<u>施工に当たっては</u>施工記録を整備保管し、監督員の請求があった場合<u>は速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ</u>提出しなければならない。 (12) 受注者は、掘削中に湧水が著しく多くなった<u>場合は、設計図書に関して</u>監督員と協議しなければならない。 (13) ～ (14) 【省略】 第9節 【省略】 第10節 暗渠工 16－10－1 【省略】 16－10－2 暗渠工 受注者は、地下水排除のため暗渠の施工に<u>当たっては</u>、基礎を固めた後、<u>透水管</u>及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。<u>透水管</u>及びフィルター材の種類、規格については、設計図書によらなければならない。 第11節～第15節 【省略】 第17章～第18章 【省略】 第19章 推進工事	(8) 受注者は、<u>鉄筋の組立てに当たり、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものしなければならない。また、山留め材を取り外す場合、あらかじめ主鉄筋の間隔、かぶりに十分に配慮しておかなければならない。</u> (9) 受注者は、土留材と地山との間に生じた空隙部に、全長にわたって裏込注入を行わなければならない。【追加】 (10) <u>裏込注入（グラウト）圧力</u>は、低圧（0.1N/mm2程度）とするが、これにより難い場合は、<u>事前に</u>監督員の承諾を<u>得るものとする。</u> (11) 受注者は、グラウトの注入<u>方法について</u>、施工計画書に記載し、<u>施工に当たり</u>施工記録を整備保管し、監督員の請求があった場合<u>に、直ちに提示するとともに、工事完成時に</u>提出しなければならない。 (12) 受注者は、掘削中に湧水が著しく多くなった<u>場合</u>、監督員と協議しなければならない。 (13) ～ (14) 【省略】 第9節 【省略】 第10節 暗渠工 16－10－1 【省略】 16－10－2 暗渠工 受注者は、地下水排除のため暗渠の施工に<u>当たり</u>、基礎を固めた後、<u>吸水管</u>及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。<u>吸水管</u>及びフィルター材の種類、規格については、設計図書によらなければならない。 第11節～第15節 【省略】 第17章～第18章 【省略】 第19章 推進工事	鉄筋の組立てについて修正 裏込め注入材料について追記 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正

新 旧 对 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
第 1 節～第 3 節 【省略】 第 4 節 推進工 19－ 4 － 1 ～19－ 4 － 2 【省略】 19－ 4 － 3 推進作業（密閉型：泥水、泥土圧、土圧、泥濃式推進工法） 1 ～ 8 【省略】 9 受注者は、薬液注入及び地盤改良を実施した地盤から発生する泥土は、適正に処理し再生利用に務めるほか第 1 編 1 － 1 － 24建設副産物の規定によるものとする。 10～12 【省略】 第 5 節 仮設工 19－ 5 － 1 ～19－ 5 － 2 【省略】 19－ 5 － 3 泥水処理設備工 泥水処理設備については、設計図書に示すとおり設置するものとする。泥水処理設備から発生する汚泥及び処理水については、第 1 編 1 － 1 － 24建設副産物及び第 2 編 1 － 21－ 2 事業損失防止費の規定により処理するものとする。 なお、これにより難い場合については、監督員と協議するものとする。 19－ 5 － 4 ～19－ 5 － 6 【省略】	第 1 節～第 3 節 【省略】 第 4 節 推進工 19－ 4 － 1 ～19－ 4 － 2 【省略】 19－ 4 － 3 推進作業（密閉型：泥水、泥土圧、土圧、泥濃式推進工法） 1 ～ 8 【省略】 9 受注者は、薬液注入及び地盤改良を実施した地盤から発生する泥土は、適正に処理し再生利用に務めるほか第 1 編 1 － 1 － 23建設副産物の規定によるものとする。 10～12 【省略】 第 5 節 仮設工 19－ 5 － 1 ～19－ 5 － 2 【省略】 19－ 5 － 3 泥水処理設備工 泥水処理設備については、設計図書に示すとおり設置するものとする。泥水処理設備から発生する汚泥及び処理水については、第 1 編 1 － 1 － 23建設副産物及び第 2 編 1 － 21－ 2 事業損失防止費の規定により処理するものとする。 なお、これにより難い場合については、監督員と協議するものとする。 19－ 5 － 4 ～19－ 5 － 6 【省略】	番号修正 番号修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
第3編 森林整備保全事業編 第1部 森林土木工事共通編 第1章 【省略】 第2章 鉄筋・無筋コンクリート 第1節～第4節 【省略】 第5節 運搬・打設 2－5－1～2－5－8 【省略】 2－5－9 養 生 1 【省略】 2 湿潤状態の保持 受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。<u>養生期間</u>は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて、施工実績、信頼できるデータ、あるいは試験等により定めるものとする。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表 2-5-9 を目安とする。 表 2-5-9 【省略】 3～4 【省略】 第6節～第8節 【省略】	第3編 森林整備保全事業編 第1部 森林土木工事共通編 第1章 【省略】 第2章 鉄筋・無筋コンクリート 第1節～第4節 【省略】 第5節 運搬・打設 2－5－1～2－5－8 【省略】 2－5－9 養 生 1 【省略】 2 湿潤状態の保持 受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。<u>養生期間</u>、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて、施工実績、信頼できるデータ、あるいは試験等により定めるものとする。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表 2-5-9 を目安とする。 表 2-5-9 【省略】 3～4 【省略】 第6節～第8節 【省略】	字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
第 9 節 寒中コンクリート 2－9－1～2－9－2 【省略】 2－9－3 養 生 1～4 【省略】 5 養生中のコンクリート温度 受注者は、養生中の【削除】温度を 5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、表 2-9-3 の値以上とするのを標準とする。 表 2-9-3 【省略】 第 10 節～第 14 節 【省略】	第 9 節 寒中コンクリート 2－9－1～2－9－2 【省略】 2－9－3 養 生 1～4 【省略】 5 養生中のコンクリート温度 受注者は、養生中の <u>コンクリートの</u> 温度を 5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、表 2-9-3 の値以上とするのを標準とする。 表 2-9-3 【省略】 第 10 節～第 14 節 【省略】	字句修正